

第7回平成19年3月定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成19年3月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時40分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5. 議事日程

日程第 1	議案第 10号	与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第 2	議案第 13号	加悦双峰公園条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第 3	議案第 14号	与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第 4	議案第 15号	与謝野町簡易水道設置条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第 5	議案第 16号	与謝野町消防委員会条例の一部改正について	(質疑～表決)
日程第 6	議案第 17号	与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定について	(質疑～表決)
日程第 7	議案第 18号	与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定について	(質疑～表決)
日程第 8	議案第 19号	旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定について	(質疑～表決)
日程第 9	議案第 20号	町道路線の変更及び認定について	(質疑～表決)
日程第 10	議案第 21号	分収造林契約について	(質疑～表決)
日程第 11	議案第 27号	平成 18年度与謝野町一般会計補正予算(第4号)について	(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) それから、太田町長より、冒頭発言の申し出がありましたので、これを許可します。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

昨日、与謝野町加悦地域振興課主幹、安井義明が、刑法第96条の3の規定による競売入札妨害容疑で起訴されたことから、地方公務員法第28条第2項第2号、刑事事件に関し起訴された場合に該当することとなったため、職場における規律または秩序の維持に影響があること、職務遂行に対し町民の信頼を揺るがせるとともに、職の信頼を失墜する恐れがあること、及び今後、刑事被告人として公判期日に出頭する必要があるとして、職員たる身分はなお保持させるものの職務には従事させないこととして、分限としての休職処分を行うことといたしました。

また、控訴の提起は、警察官から嫌疑を受けたにとどまり、有罪・無罪が定まったわけではなく、いまだいわゆる推定無罪であるところ、我が国の刑事裁判の現状から、起訴された被告人の大多数が有罪判決を受けている実情にあり、現実には起訴された職員が、起訴状記載の控訴事実、罪状及び罪名によって特定され具体化された事実について、相当程度の客観性のある、公の嫌疑を受けていると言わざるを得ない事情にあることから、起訴事実の認否など今後の公判の進捗によっては、今回の分限休職中処分中の職員に対して、改めて懲戒処分が必要になることもあるかというふうに考えております。現状をご報告申し上げます。

議長(糸井満雄) なお、赤松議員より遅刻の申し出がありましたので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第10号 与謝野町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につ

いては、原案のとおり可決されました。

議長（糸井満雄） 次に、日程第2 議案第13号 加悦双峰公園条例の一部を改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷口議員。

15番（谷口忠弘） それでは第13号議案について、何点が質問をさせていただきます。

委員会でも質問させていただきましたけど、質問漏れがちょっとありましたので、私なりに2点ばかり質問させていただきます。

この施設は、昭和52年に建設されまして25年を経過している、大変老朽化した施設であります。平成14年度末で、雇用能力開発機構から旧加悦町が譲渡を受けて、旧加悦町の所有物になったものであります。ピーク時は来場者数が2万数千人という、大変多くの方が利用していただきましたんですけども、近年、特に台風以後は、道が台風被害によってふさがって、来場者数が激減をしまして3,000人程度にとどまっております。こういう現状をかんがみて、施設運営をもっと効率的に進めるために今回の条例改正になったのではないかなと、こういうぐあいに思っております。

しかしながら中身を見てみますと、私も以前この件について、何点が質問させていただいた経過があるんですけども、今回の予算との関係もあるんですけども、憩いの施設と浴場の廃止、これに伴って当然収入減もあるわけございまして、これにかかるコストは確かに軽減できるんですけども、収入源の道も閉ざされると。こういうことをかんがみて、適切な措置にはなっていないのではないかなというように感じております。

というのは、私が提言した中には、1つはもう25年もたっておりますので、廃止を考えたかどうかというようなことを1つ申し上げたのと、もう1つは、それがちょっといささか乱暴な話であるならば、当然ピーク時は、夏場に限られたピーク時なんですね。だから7月、8月が、およそもう半分以上の営業効率を占めるとというような状況の中で、季節限定でこの施設を利用したらどうかというようなご提案もさせていただきました。それも踏まえて観光課長に、その辺の見解をお願いしたいなというふうに思っております、1つ目は。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは、お答えさせていただきます。

谷口議員ご指摘のとおり、委員会でもいろいろご指導等いただきまして、今おっしゃられます内容につきましては私どもも内部の中でも、そういった長所・短所を検討させていただいております。

本当にご指摘のとおり、ピークで2万人を超える時期がございましたし、現在では3,000人余りという状況になっております。加えまして、ピーク月を見ますと、5月の連休も若干入り込みはございますけれども、7月、8月の夏休みがやはりピークであるというような状況でございます。ご意見の季節限定ということもございますけれども、また、4月から11月を一応オープン月にしております。谷間といいますか、5月、7月、8月につきましては、何百人程度という状況でございますので、その管理体制とBSと言いますか、バランスシートから見

ますと、その時期はもう全く赤字という状況でございます。トータル的に考えていくというスタンスに立ちますと、どうかなというあたりも検討しましたがけれども、大体それでも400万円ぐらいの持ち出しということでございます。

しかしながらトータル的に考えました場合、また、現況の状況を若干つけ加えますと、ご指摘のとおり大江山連峰につきましては、国定公園の指定も受けたというようなことで、京都府との調整の中でもやはり大江山連峰、自然に親しむ中での入り口として、とりわけ与謝野エリアにつきましては、双峰公園からの入山というところに非常に着目を置いております。宮津方面につきましてはスキー場、それから福知山、旧大江町につきましては鬼の公園ですか、ああいう拠点、拠点の中から、うまく大江山連峰への入山が整っているというようなこともございますので、また施設云々につきましては議論は、今後やっていくということにはなりませんけれども、現在の状況の中で、やはりあそこの拠点を廃止するというわけには、いかないというふうには現在のところは判断をしております。

今後につきましては、この施設を運営している段階には、地元の方々との運営委員会等も設置していただいておりますので、いろいろと意見を聞きながら最終的な判断をしていきたいというふうに思いますが、その中には指定管理ということもございますので、19年度においては、その指定管理という部分も踏まえながら、地元または私どもの内部でも検討し、最終的な方向づけをしていきたいというふうに思いますが、現在のところは季節限定ということではなくて、予算も計上させていただいておりますが、4月から11月までを2人体制で、現在提案させていただいております形の中で運営をしながら、20年に向けての調整を引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 前段にも申し上げましたように私も施設の老朽化に伴って、25年も経過しておりますので閉鎖も考えたらと、こういうぐあいに言っておったんですけれども、先ほど課長が申されたように、京都新聞の3月3日に、「丹後天橋立大江山新国定公園 夏にも誕生」という、こういう一面のニュースが出ておりまして、これによりますと、京都府では府北部での観光振興と環境保全を目指して、丹後天橋立大江山国定公園の新規指定を環境省に、7日申請する予定を明らかにしたと。夏にも指定が受けれるのではないかなというふうなニュースでございました。

先ほど課長が申されたように、大江山から双峰、赤石岳、千丈、鍋塚と、この大江山連峰がこの新聞の記事によりますと、あんまり地図が詳細には載ってないんですけども、おおむねこの地域が指定されるのではないかなというエリアには一応なっております。

そういう意味で、先ほど大江山の登山口と言いますと、大江町の方からも入れますし、旧加悦町の双峰の方からも入れます。主にこの2つが、入り口になるのではないかなというふうに、こう思っております。先ほど廃止云々というような話もさせていただいたんですけども、一躍この双峰が脚光を浴びるような形になるのかどうか、これはわかりませんが、大いに期待をしたいところではあるかなというぐあいに思っております。

そして、この国定公園になりますと、いろんな国の施策が受けれるというふうには聞いておりますけれども、主にどういったことがあるのか、その点についてもお聞かせいただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ちょっと今十分な資料を持ち合わせておりませんが、国定公園になってきますと、旧岩滝町の部分におきますと大内峠、あそこが現在の広がる前の国定公園になっております。環境省の関係で展望台だとか、休息所、案内看板、また遊歩道等、そういった部分の施設整備の部分において、補助が得られるというふうに思っております。それプラス旧岩滝町で言えばキャンプ場等、そういった部分もOKではなかろうかなというふうに思っております。

大々的な開発という部分においては、自然公園ですから無理だというふうには考えておりますが、やはり展望台、そういったものもいけるのではないかなと。あと遊歩道であれば階段の整備だとか、そういった部分にも事業の投入はしていただけるものというふうに思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 最初の質問に課長が答えていただいたように、指定になってもどうこれが変わるのかというのが、なかなか目に見えてこんというぐあいに思うんで、当面は静観すると言いますか、廃止をせずにできるだけコストを抑えて、維持に努めるということが非常に大事ではないかなというぐあいに思っております。

それともう一つは、このエリアに指定をされますと自然環境を守るという意味から、樹木の伐採等々は非常に制限されると、こういうぐあいに聞いておりまして、後で分収造林も出てくると思うんですけども、この辺との関連から見ても、その辺がどうなるのかなというふうに思うんですけども。要するに景観の保全という意味で、現状を壊すということは非常に制約されるのではないかなというふうに思うんですけども、その点についても、この国定公園の規制というのはどういうところにあるのか、その点についてもお聞かせいただきたい。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） また資料を持っておりませんので、私の記憶の中で申し上げさせてもらうと、1種、2種、3種、特別等ございます。特別というなら冠島、これは大江山とは関係ありませんので横に置いておきまして、第3種であれば届け出のみ、伐採の場合は、第2種になると面積要件がございまして、ちょっと今数字が定かでないののであれですが、一定の届けをしていただきまして、区域を限って伐採等をしていただければということになっておりますので、分収造林等については計画的な植林、伐採計画をしていただければ、私は可能だというふうに思っております。

それから今は植林の伐採等だけの話でございましたが、公園ということになりますと、建築等につきましても要件等がかなり出てきます。現在、ちょっと今手元に資料を持っておりませんので、細かい部分はちょっとお答えできませんけど、そういった部分でございます。

1 5 番（谷口忠弘） 新聞によりますと、京都府内の地名を冠にした初の国定公園が誕生すると。全国でも17年ぶりの新規の指定になるということでございますので、この双峰も一躍脚光を浴びた施設になるようにぜひとも来場者を期待したいのと、この双峰公園の施設については、今後注意深く見守っていききたいと、このように思っております。

質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、1点だけ質問をしたいと思っております。

全体的なことにつきましては、また予算の中でいろいろと意見を交換したいと思うんですが、1つはローラースケートですね、これちょっと私も最近あそこが開かないもんですから、現状はわからないんですが、私は今この施設が所有しているローラースケートの器具自体が、もう使用に耐え得るような状態には私はないんじゃないかと思うんですが、今後もこれは1つの子供さんに使っていただくと、こういうふうなお考えなんでしょうか。現状はどうでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ローラースケート場でございますが、懸念させていただいているとおり現状を見ていただきますと、面的な整備が近年できておりませんので、一応アスファルト舗装的に面整備はしてあるんですけども、側溝の亀裂から草が生えてきているというような状況でございますので、できないことはないんですが、子供たちに使わすということになりますと、危険度が非常に高いというふうには判断はさせていただいておりますが、現状の中で、それを改良していくかというような協議は、内部では現在しておりませんので、使わせるか使わせないかというあたりを、改良ということではなくて、修繕ということではなくて、そのあたりも全体的な施設の中で、スクラップ的な部分での検討をしていく必要があるかなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ローラースケート場そのものについて、今課長からお話があったところですが、私はこのスケートの靴そのものが、実際にはもう使用に耐えないようになっていっていると私は思っているんですが、そのところは課長どうでしょうか。私はこれが危険だと思っているんですけどね。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼いたしました。

面的な部分とあわせて、靴の現状を私も見させていただいておりますが、実際に子供が着用する小さいものですから私どもが着用しないわけですけども、見させていただきまますと確かに古くなっておりまして、その辺の点検につきましては私自身も担当も含めて、そこまでの周知はちょっとできていないのが現状だというふうに思いますので、4月からオープンということになりますので、そのあたりももう一度全体の施設も含めた確認をさせていただきながら、使っていただけるなら使っていただくというような形で、確認をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） その部分をひとつ十分検討をしていただくことが必要ではないかなと、危険なということがありまして考えています。

それから運営委員会の関係なんですが、今、職員の募集がされております。聞くところによりますと、かなりな数の方が応募されてるということなんですが、期待をしておるわけですけども、運営委員会とは、ここの将来も含めて、かなり突っ込んだ意見が現在されている状況なのか、そのことだけお伺いします。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

運営委員会は先ほども申し上げましたけれども、この施設につきましては条例の方にもうたっておりまして、与謝野地区のメンバーの方々には運営委員さんとなっていただきまして、いろいろとご協力をいただいております。

双峰公園につきましては、いろいろとイベント、模擬店を開催していただきまして、その中の売り上げで収入がありました部分につきましては、施設の方にいろいろと寄附をいただきまして、テレビだとか、それからポットだとか、いろんなものを寄附していただいているという状況で、本当に地域の人たちもこの双峰公園については愛着を持っておられます。そういった中で、こういう現状が生まれてきておりますので、去年の9月から閉鎖ということでございますので、地元の方の区長さんが代表になっておられますので、区長さんを窓口にして、いろいろと協議をさせていただきまして、

結果的にこういう形になったわけですが、経過としましては老朽化、いろいろな部分で最終的に町の判断にゆだねなければならないけれども、寂しいなということがございますので、この施設をつぶすということではなくて、リニューアルという中で、今後どうしていくかということをお互い議論なり、キャッチボールをしていきたいというところで、現状に至っております。

現在、募集につきましてはご指摘のとおり、たくさんの方がございまして、2人体制でやっていくということでございますが、現在13人の方が応募されておまして、ハローワークを通じて募集をかけましたので、宮津、あるいは京丹後市の方からも、応募があつてるという状況でございます。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

森本議員。

1 6 番（森本敏軌） それでは双峰公園について、若干お尋ねします。

先ほど勢旗議員の方から与謝の運営委員会というんですか、あつたんですが、山の家あたりは・・・の山の家で運営委員会をやって、経営をされてるといふ形なんですけど、もう一度与謝区とのかかわりについて、どういった双峰公園について区を挙げてと言いますか、取り組みがされているのか、再度ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

取り組みということになりますと、具体的な施設運営にかかると言いますか、先ほど申し上げました祭りの部分的な主管をしていただいたりしている部分もございまして、これはもうご承知のとおりだと思いますけれども、今回の部分に関する取り組みという話になりますと、正直申し上げまして区長さんを通じて、その運営委員さんの中での話し合いを間接的に聞かせていただいているというところでございまして、窓口を区長にさせていただいて調整を図ってきたという部分でございます。

一定この部分が固まりましたら、もちろん恐らく5月4日の日に双峰公園祭りを開催させていただけるという段取りで進んでおりますので、そういう部分を詰めながら、今回、実は区長さんの方にも、この管理人の募集に関する部分については逐次報告をさせていただきながら、面接につきましても区長さんにも同席をさせていただいて、オブザーバーとして確認をいただきながら、

今後地元とのネットワークをつくっていただく管理人さんですから、そういうことでも私どもの方と調整をしながら面接にも入っていただくと。そして一定、新年度予算が確定しましたら、その中で現状を最終的に今度は全体で、区長さんがどこまで招集されるかちょっとわかりませんが、運営委員さんも含めた広い範囲で、報告をすることは必要なというふうに思っておりますので、そういう形で一定、新年度予算が確定しましたら、調整に入りたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 16番（森本敏軌） それから、先ほど勢旗議員の方からローラースケートの件もありましたし、この中にモノレーターがありまして、赤石岳の方に数名、何人が乗せて、上がっていくというふうな施設だというふうに私も見せていただいたことがあるんですが、ローラースケートもそうですが、これの安全性ですね、この辺のことは確保されているのかということ。それからもう一つ、スーパースライダーがありますね。この施設は、ここに載ってないわけですが、この辺のスーパースライダーの扱うことについては、どのようになっているのか、2点お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

初めに、モノレーターの件でございますが、使用料の方には計上させていただいております。平成19年度におきましては、このモノレーターの扱いについても、運用的な扱いをしなければならないというふうに思っております。というのは、実際のところ1人、2人でも動かすということになりますと、当然経費が要ります。団体さんで、この施設等周辺に来られて、乗りたいというような方もありましょし、それから2人、3人で来られて乗りたいという方もあるんですが、基本的には、このモノレーターにつきましては、平成19年度予算計上の中にも安全点検の予算計上はさせていただいているんですけれども、实际的に通常稼働させない方向で、現在調整を図っております。経費的な問題です。安全性からいきますと、点検をしますから、一応大丈夫かというふうに思うんですけれども、経費的な問題も含めて必要があるかというふうに思いますが。

ただ、ご承知かと思えますけれども、パラグライダーのスクールと、旧加悦町さん時代に、この施設を持たれるときに契約を交わされまして、一定の安価で専用をさせるというような契約がございますので、その辺の調整がなかなか今日までできませんでしたので、一応そこら辺の契約を履行していく必要があるという部分で、そちらからの。あそこは、そこから飛ばそうと思いますと、かなりの技術がある方しか飛べないということですので、学校の責任の範囲で動かしていただいて、飛んでいただくということについては、事前に受け入れるという計画にはしてましても、個人的な部分については一応利用していただかないような格好で、お断りはしたいというふうに思っております。

また、イベントだとかというようなこともありますので、臨機応変な対応をしていかなと思えますけれども、基本的には余り大々的に、赤石岳にどうぞというような形の方角は薄らいでいく格好にさせていただくことになるのかなというふうに思っておりますし。

それから、さらにはスーパースライダーにつきましては、旧町時代でもう使用しないという状況で、現状に付しない、使えない状況のまま放置した状態で、草がだんだんだんだんかぶってきているという状況でございます。本来ですと、もう使用しないということでもありますので、撤去

ということも必要かというふうに思いますが、だんだんだんだん草を深くなりまして、隠れてきておりますので、その辺をどうするかかなというようなことにつきましては、まだ頭の中の段階で整理ができてないという状況でございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） わかりました。

双峰公園も先ほど谷口委員が言われましたように、以前からこうして加悦の観光ということで力を入れてもきておりますし、やっぱり地元ともしっかり連携を図りながら、今後一層PRに努めていただいて、経費がペイできるような状況にしていだきたいというふうに思いますし、特に私が今申し上げたモノレーター等につきましては、やっぱり事故が起こったら町の責任になるというふうに思いますので、しっかりとその辺は取り扱っていただきたいなというふうなことを申し上げまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3番（上山光正） ただいま谷口議員、そして勢旗議員、森本議員から、この双峰公園の概要についてご質問があったわけですけども、私ども町外であったもので、内容的にはっきりと把握はしておりませんが、この提案理由にありますように条例の一部を改正をして、そして公園使用料の適正化を図った、こういうことになっておるわけですが、この双峰公園の本来の趣旨ですね、それから目的に見合った効果的活用数値がどういうふうに想定をされておるのか。

ということをおっしゃると、この宿泊料を廃止するわけですね。そしてキャンプ場の1区画1泊500円を減額をされる。そして小学生以上の日帰りを、新たに300円の使用料を積み上げられて、また浴場施設等入浴料がシャワー施設に変わると。このようになるわけですが、バンガローの宿泊料も500円の減額となっております。そして従来からお世話になっとった住み込みの管理人さんを説明では解雇されて、憩いの家の宿泊、飲食も中止するというようなことを説明でお聞きしたわけですが、果たして、このわずかの500円の減額によって、当初の趣旨、あるいは目的に沿った、そうした利用状況が再現できるのかなというふうに思うわけですが、先ほど3人の方の質疑の中には、国定公園になり得る可能性もあるというようなことで、廃止ということにはいかんまでも、この施設というのは利潤を目的とはしてないわけですよ、もともとから。違うんですか、私はそういうふうに受けとめるわけですが。

例をとりますと岩滝のクアハウスも、こういうのと全然違うんですが、経営が順調に伸びないということから、使用料を減額をしていったという経過があるわけですが、私はそのときに反対はさせていただいたんです。というのは、500円やそこら利用料を下げても集客できるんだったら、これは簡単なことですね。したがって、今回のこの双峰公園におきましても、減額をしても私は利用者は帰ってこない。内容的に、もっと抜本的に改造せん限り、お客さんは恐らく来てくれるんじゃないかなと思うわけですが。

また、施設の内容を聞いておられますと、草ぼうぼうであるとか、危険な遊具であるとか、どうもいまいち納得できないような回答やら質問があるわけですが、この辺のところを一応整理をしていただいて、ご回答を賜りたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

条例にかかわります設置趣旨といたしましては、旧加悦町からの引き継ぎみたいな形で、抜本的な現状をかんがみた趣旨改正は行っていないのが現状でございます。設置の目的は、町民の憩いの場を提供するというような形ではありますが、現実には、そういう形ではなくて、3町ともですけれども、交流人口の図れる施設についてはやはり収入を上げていながら、町の持ち出しを軽減していくという形で現在進んでおりますから、その施設自身が、そういう冒頭の設置の目的とは違ってきている部分はたくさんあると思いますけれども。

そういうところで、やはりきちっとした区分けをしながら、施設用途をきちっとしながらという中では、この双峰公園につきましてはひとつの交流人口の中で、やっぱりバランスシートをきちっと出していく施設として位置づけられておりましたし、現在もそういう形でやっていかなければならないというふうに思っておりますけれども、なかなか机上の考え方と現状とは、うまく合わないものでありまして、ご指摘のとおり管理体制も含めた中で、この今回の条例改正によってプラス要因が生じるのかということかというふうに思いますけれども、今回の条例改正につきましては、施設の見直しというところからスタートになっておりまして、いわゆる施設の中で、憩いの家につきましては宿泊を取りやめるということ。それから食事提供を行わないということの中で、ばっさり宿泊料を削除したりしておるわけですが。

今回、残しつつ中を見直したというのは、結局、展望ぶろをなくすることによりまして、このテントサイト、並びにバンガローの利用者は、旧案では展望ぶろに入浴も含めた単価設定がしてありましたので、いったんそれを見直すということで。ただ、シャワーにつきましては、設置するということでございますので、その差額的な部分は、やはりいただかなければならないというふうに思いますので、500円の入浴料的な部分をカットしまして、あと入浴施設をシャワー施設に変えるということで200円をいただくということでございますので、そこで差が生じてきておりますが、現実的には減額でございます。

ただし、環境がシャワーになりますと、ふるの中につかって、ゆっくりしていただくということができませんので、環境が悪くなるということで、当然それに合わせて単価の改正も行っていかなければならないということで、こういう形を打ち出ささせていただいたということでございます。

ですから、抜本的な部分として、使用させない部分についての料金を削除したこと、今言いました部分が今回の条例改正の趣旨でございます。例えばご指摘のございましたように、草ぼうぼうにかぶっているとかいう言い方は、失礼な言い方をさせていただいたんですけれども、現状はそうでありますので。ただ、それをじゃあ議論の中に展望ぶろを撤去したらどうかというような話もあるんですが、展望ぶろを撤去することになりますと、今すぐやりますと多額の費用がかかるというようなことでございますので、先ほども谷口議員等々からございましたように、地元の方の施設に対する思いというようなこともございますし。ただ、そればかりでは、ランニングコスト的なところがうまくいかないということですから、その辺を調整させていただきながら、今回の条例改正につきましては、基本的な部分の利用料の改正をさせていただきました。ですから、今後の施設の運営につきましては、引き続き地元の方や、経費的なところもかんがみながら調整と言いますか、整理を行っていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） アバウトラインはわかってきたわけですがけれども、この中で従来は小学生以上の日帰りの方には無料であったわけですね。しかし今回、新たに300円の使用料を積み上げられているわけですがけれども、これの根拠ですね。なぜ従来は無料であったものを、今回、条例改正をして、新たに300円の使用料を積み上げるかということなんですけれども、この辺がしかと納得がいかないわけですがけれども、それから、それぞれの減額されたその根拠ですね。

先ほど申し上げましたように、別にこれ使用料を下げなくても、来られる方は来られます、内容的に改善されれば。それでクアハウスで失敗したのが、そこなんです。料金を安くすれば、お客が戻ると思われがちですがけれども、そうじゃないんですよ。やはり内容的に変えていかなければ、お客は帰ってこないというふうに私は思うわけですがけれども、その中で、この小学生以上の日帰り300円の使用料の値上げ、この根拠をお尋ねしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ちょっと順番が変わるかもわかりませんが、安くしたらお客が帰ってくるということではなくて、先ほども申し上げましたように、展望ぶろとシャワーの私どもが一時的に考えた価値観の違いの中で、やはり宿泊料金の中に展望ぶろ、いわゆる入浴施設も含んだ料金設定がしてありましたので、その分と、それからシャワーの施設との違いをここで精査をして、この金額で設定をさせていただいたということでございますし、それからデイキャンプにつきましては、実はこれは運用上、取っておったというか、いただいておったという経過がございましたので、それをここに明確にするという形で計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第13号 加悦双峰公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第3 議案第14号 与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） 少しでも教えていただきたいんですが、ことしの3月31日までで全部一緒にしてしまうということなんですが、旧3町の実態というのか、この旧3町の条例を3月31日まで作っていくと。従来は、もっと長い期間ということやったんですが、3月31日まで。これ旧3町でどのような違いがあるのか、今現在まだあるんですね。それを一本にしようということやと思うんですけども、今のこの新しい与謝野町の条例はどこが一番近いのか、それからどこが一番変わっておるのか、その辺ちょっと教えてください。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 占用料につきましては、合併協議会によりまして道路の占用料につきましては、道路法にかかる部分の甲地、乙地、丙地という部分がありまして、甲地という部分につきましては都市部の部分、それから乙地という部分には、先ほど言いました甲以外の市に属する部分、それから丙地につきましては、町及び市町村ということで、旧町におきましては、旧野田川町、岩滝町が丙地、それから加悦町が乙地という使い分けをいたしております、新町におきましては、加悦町が採用されておりました乙地を使うというような状況でございます。

わかりやすく言いますと電柱1本、電線が3本以下の電柱でございますが、乙地であれば1,000円、丙地であれば770円。ちょっと野田川町さんにつきましては、京都府さんの占用料を使っておられたんで、若干ちょっと価格が違いますけども、丙地に近い価格でございます。そういった違いがございます。

今回の条例の適用につきましては、道路法によりまして10年という部分がありますので、それがそのまま現在につながってきておる。ですから今回、条例につきましては、旧申請がされておるものにつきましては、その占用期間の満了までというふうになってる部分につきましては、すべての電柱において乙地の使用料がいただけるように、平成19年3月31日までというような変更をさせていただき条例改正をさせていただきことで、提案をさせていただいております。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 主に関西電力とか、NTTとかだというふうに思うんですけども、これはあくまでも占用の期間の契約がある。それについては当然もう3月31日までで、従来のやつはもう契約はなしということで、新しく契約をされるんだろうと思うんですけども、そういう手続がとれておるのかどうかということと、それから年間の収入ですね、これが何か減になるとかいうふうに聞いたように思うんですけども、これを適用することによってなぜ減になるのか、その2点、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） この改正の条例を適用することによっては、減にはなりません、増になります。たしか約50万円ほどの増になると申し上げたはずだと思っております。

以上です。

- 9 番（井田義之） 契約は、NTTやら関西電力とはもうちゃんと。

建設課長（坂本典男） これにつきましてはNTT、それから主たるものは関西電力、それからケイ・オプティコムとかございますが、関係業者とは一応了解済みということでございます。この議会議が通りましたら、そういった方向で進みます。

9 番（井田義之） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第14号 与謝野町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議長（糸井満雄） 次に、日程第4 議案第15号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 提案説明もお聞きしたわけですが、何分勉強する時間がなかったもので教えてほしいわけですが、提案理由の三河内簡易水道施設の老朽化に伴いまして、抜本的な整備を行う、整えて備えられるわけですが、所要の改正を行ってするということなんで。

別表の第2条関係の三河内地区の一部3,400人、それから1,800立米ですね、それから2,462人を1,144名に改めることによって、この趣旨とおりに老朽化に伴う抜本的な整備が行われるということなんですが、この辺の内容を詳しく説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 設置条例の一部改正ということでここにも、先ほど言われましたように抜本的な整備を行うために所要の改正を思うものということで、変更認可が必要になってきますので、まず、変更認可を取るためには現在の人口などから、1日の給水量を計算を再度したわけということなんです。それで設置条例には、この簡易水道名、地域、それと給水人口、1日給水量を示さなければならないとなっておりますので、このときに変更認可に伴いまして再度計算をしますと、現行の3,400人から2,460人になると。この数字につきましては、過去10年の人口の推移によりまして、そういう計算をしまして、これから10年間を見越した数字が、そういう人数になったということですし、1日の給水量につきましても、そういう計算方法に基づきまして

計算すると、1,800トンから1,144トンになったということでありませう。

算出根拠につきましては、個々に計算方法がありますので、そういうもので計算をしますと、そういう数字になってきております。人口と、その周辺の三河内給水エリア内の学校、施設、保育園、旅館、宿泊施設、日帰り観光客を見越した数字を計算しますと、そういう数字になってきたということでありませう。

整備内容につきましては、浄水の施設の浄水方法を変更するということになります。

以上です。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいまの説明ではちょっとわかりにくいわけですが、私がお尋ねするのは、この給水人口を3,400人から2,640人、つまりこれを地域を狭められるわけですか。この2,640人にすることによって、人数をそうすることによって、抜本的な整備につながるわけですか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほども言いましたように、三河内簡易水道のエリアは変わらずに、人口が過去10年間から現在に至る推移と、これから10年間の推移を計算したのが、先ほど申しました数字になってきたということでありませう、狭められるということではないということですよ。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） その辺はちょっとわかるんですが、この3,400人から2,640人にエリアは変わらずに変更認可を得られるわけですね。それによって得るものは、ということなんかなということなんですけど。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほども申しましたように、変更認可を取る中で、そういう給水人口の計算もしなければならぬし、それから1日の給水量も、それに当たって計算をします。変更認可が一番問題になるのは、その浄水方法とか取水方法を変更しなければならないと、これから整備に当たって、それに変更が生じたから変更認可を取ると。変更を取るためには、そういう人口の計算も、現在に合わせた計算をしなければならないということになっておりますので、人口をそのまま置いて、浄水方法とか取水方法を変えるだけでは変更認可にはならないので、今現在の人口とか、そういうことも計算をして、申請をしなければならないということになっておりますので、一番問題は、浄水方法を変えたいと、それから取水方法を変えたいということから、そういう数字も上げてこなければならないということになります。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） その辺のところはいいんですが、この施設が古くなったので新しくかえられるわけですね。かえられるときに人口3,400人から2,640人に変更すると。そうした場合の得るものは何かということで、例えば電気料でいうたら1キロを契約しとったら、使っても使わんでも基本料金を取られますね。だから簡易水道も、そういうことがあるのかなということと。

それから資料の後ろの方に、簡易水道の5の1からというてあるんですが、ちょう三河内水道というのがないんです。だから、やはりこういう提案をされるときには、いつも議員さんがおっしゃるんですが、わかりやすい資料を添えていただかないと、私どもの所管のことは勉強させて

もらうんですが、なかなか他の事業については時間的にゆとりがないということで、勢い本会議でお尋ねするわけになるんですが、私の資料の見方が悪いかもしれませんが、そういうことなんです。

それで今後においては、やはりこうやって提案されるのであれば、わかりやすいのをつけていただく親切があったらありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 表をおわかりやすくということでございますけども、これは変更するために今後適正な人口はどうなるのかということを経算していかなければならないということは、今の三河内の現実の人口、それから今後どれぐらいの推移をしていくかということを出した計算のものと数値でございます。ですから、これを今の適正な人口に合わせたというふうにご理解をいただきたらと思いますし、それを大きくする、人口をふやした格好で設定して得かどうかではなしに、こういう変更する段階の1つの試算、積算という中での人口だというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま町長からご回答をいただいたわけですが、そういったことがここに明記してあれば理解はしやすいんですが、このままではわからなかったということで、今後はわかりやすい提案方法をお願いしたいということで、質疑を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第15号 与謝野町簡易水道設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。休憩はちょっと長くとりまして55分まで休憩をいたします。その間に広報特別委員会の方から、特別委員会を開催したいという申し出がありましたので、委員さんはひとつご参集を願いたいと思います。

それでは休憩します。55分です。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時55分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第5 議案第16号 与謝野町消防委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

- 16番(森本敏軌) それでは、消防委員会条例の改正についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

この条例は3月1日の合併と同時に施行がされてるというふうに思っております、多分まだ委員会は立ち上がっていないというふうに思うんですが、この条例の制定に当たっては、3町それぞれの条例を勘案しながら制定をされたというふうに思うんですが、今回なぜ1年たったきょう、団関係者を除いて学識経験者だけにするという状況になったか、まず、経緯についてお尋ねしたいというふうに思います。

議長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 森本議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃられましたように、昨年3月1日から、この消防委員会条例は施行しておりますけれども、その中で学識経験者6人さんということでございまして、依頼をする中で、いろいろご意見をいただきました。それで、なるほど再度我々も確認をしてみますと、旧加悦町と旧岩滝町については、委員会の構成が議員さんと、それから学識経験者と、それから団からということになっておりまして、それから旧野田川町は学識経験者のみということでございました。

この統一をするときに、内容を我々ももう少ししっかりと精査すべきだったというふうに思っておりますけれども、今の条例でいきますと10人で消防関係者が4人、それから学識が6人ということになっておりまして、それで委員会の開会できるのが、半数おれば開会できると、出席があれば開会できる。そのうち過半数でもって議決というか、統一ができるということで、最悪、消防関係者だけでも、自分たちのサービスや待遇や、それから団に関する重要事項についてできることに条例上なっておりますもので、その点、統一のときにしっかりと精査しておけばよかったんですけども、それができておりませんでした。

それから話をお聞きしますと、消防委員会の中には学識経験者だけでも、その委員会を開催するときにオブザーバー的に団員さん、例えば団長さんとか副団長になるんでしょうけども来ていただいて、事情等はしっかりとその場で聞けると。それで、そのことを討論といいますか、採決するとき、委員会の構成は学識経験者の方だけでいいだろうというふうなことになりまして、お手数をかけるんですが、今回こういう改正案を出させていただきました。

それともう1点、18年度中に委員会が開催できておりませんでしたのは、今申し上げましたような事情もございましたし、それからこの委員会が、法令に基づいて設置すべき委員会ではないということで、任意ということもございまして、それでそういうこともございまして、18年度中は委員さんも委嘱できませんでしたが、開く機会も当然できなかったということもございまして、

議長(糸井満雄) 森本議員。

- 16番(森本敏軌) 今ちょっと説明を聞いておりますと、委員を委嘱するに当たって、その中でそういった意見があったということで、もう一度条例を見直すというふうなことのように思うんです

が、そのようではないですか。

この消防委員会条例というのは、第2条に消防団に関する重要事項について町長の諮問に応じ、または町長に建議すること。または消防団員の服務、待遇及び消防団施設の改善その他消防に関し、町の議会に建議することということがありまして、確かにこのことから見ますと、今課長がおっしゃられたように、団関係者でなしに学識経験の方で構成するのがいいかなというふうに思っています、このことに関してはいいんですが。

まだ消防委員会も立ち上がっていないという状況で、与謝野町としての大きな課題であります、安心・安全なまちづくりを担っていただいているやっぱり消防団に関しては、いち早く立ち上げていただいて、委員会の使命が達成できるように願っておったわけでありましてけれども、きょうになったということで、いささかちょっと遅いのではないかなというふうに感じております。どうか早く立ち上げていただいて、この使命が達成できるように、ひとつお願いをいたしたいというふうに思います。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第16号 与謝野町消防委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第6 議案第17号 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 1点だけお伺いいたします。

先ほど来の簡易水道でもお尋ねしたわけですが、この与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定につきまして提案理由でございますが、地方自治法の規定により、与謝デイサービスセンターの効率かつ適正な運営管理を行うためということになっておるわけですが、その次の指定管理者として上記の者を指定するものであると。つまり従前は、効率的かつ適正な運営が行われていなかったというふうに、理解をしようとすれば、いじわるな質問でできるわけですが、こういった親切心がちょっと欠けるような文言の提案になっておるわけです。

こんな言いにくいことを言わなければならないという裏には、ちょっと議長、ここで1分か

2分逸脱しますけども、お許しを願いたいと思うんですが。

過日、3月7日付、先ほど広報委員会で問題になっておったんですが、議会広報委員長あてに住民の皆様から戒めの提言をいただいたわけですが、といいますのは、前回、男山公民館の請け負いに関する上山議員の賛成討論、これについての疑義といいますか、内容を記載されている事項が、当該記事だけでは全容が把握できないと。したがって、読者が誤った判断をいたしかねるといふような提言をいただいたわけでございます。そして読者に誤解を招くようなことじゃなくて、議会の正しい情報の提供を求めておられるわけです。

こういったことを、私じかに身にしみて反省をいたしまして、今回のいろんな議案の提案理由ですね、こういうのを見せていただいた中に、こうした取りようによっては非常に誤解を招くような提案理由になっておるわけですが、こういったものはどなたが起案されたのかわかりませんが、当然、提案者は町長になるわけですが、今後やはり提案理由というのは、もう少し正確に示していただければ、難しい質問も性悪な質問も出んのじゃないかなと思うわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） ただいまのご質問でございますけれども、昨年8月に臨時議会をお世話になりまして、そこで指定管理にかかる案件を議決いただきました。そのときも、恐らくこの提案理由は、統一したような内容であったろうというように思っております。

ただ、議員さんおっしゃいますように、この与謝デイサービスセンターにつきましては、設置当初から北星会に委託をしてきたということで、その委託の中では効率的かつ適正な管理運営を行っていただいていたというように確信をいたしております。

今般、指定管理者として指定をするわけでございますけれども、決して今までが十分なそういった管理運営がなされてなかったということではございませんので、今後こういった提案理由につきましては、もう少しわかりやすく表現をしていきたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） 今おっしゃったとおりかと思えます。

そこで、次に控えております18号、19号につきましても、同じような提案内容になっているんです。これは一度見直していただければありがたいというふうに思えます。

質問を終わります。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、指定管理者の件ですが、これは今までに効率的かつ適正な運営管理を行っていただいているところを非公募でということで、オープンにした形での公募ではない、その理由づけの1つとして設置をし、そしてそれをうまく運営してきておられるところに指定がしたいという内容のものでございますので、若干オープンにした形での公募をした、欠けるという意味ではないということで、こういう言葉が使ってあるんだというふうに、ご理解がいただけたらと思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） それは十分理解しております。その上でのこの文言の修正を、今後は行っていただきたいというふうに思うわけでございます。

これは別にこれらだけではなくて、いろんな事件等々もあるわけですが、そういったことも先ほど町長が安井主幹のこともおっしゃられました。やはり明確に、議会のことはクリーンにやっぱり住民の皆さんにお知らせする、その材料の提案理由の1つですので、十分に配慮を願いたいということでございます。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第17号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第17号 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第18号 与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第18号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第18号 与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第19号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第19号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第19号 旧加悦鉄道加悦駅舎の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第9 議案第20号 町道路線の変更及び認定についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 認定とか云々とか、前段についてちょっと質問をさせていただきます。
この議案につきましては、1つは町道を短くする、1つは町道を長くする、1つは新しく町道に認定をする。私は3つの議案だと思います。1つの議案で出すべき問題ではないん違うかなというふうに、まず1点思いますけれども、どなたでも結構です、これに対する答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 現在のところ、1本の議案で問題ないというふうに私は理解しております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 12月議会には、町道の名称変更が2つありました。あれについては、私もそんな1本1本出す必要はないと、町民にわかりやすくするんだと、それは十分理解できます。
この中には先ほど言いましたように、町道を廃止するというのか短くすると、そして町道を長くする、新しく認定をする。ここに参考資料としていただいております資料だけ見て、与謝野町の町道の認定基準に合っているのかどうか。我々議会は何を審査をして、議会の承認を出せばいいのか。我々に1つ1つの現場に行って、尺を持って当てて、ここは大丈夫だなというところまでやれというのかどうか。以前には、こういう場合には、例えば4メートルの道路だとか、延長が60メートルだとかいうのが全部、私の記憶の中では旧野田川町では出たと思います。これでは全然どこにどう、何メートル延長するとか、何メートルを廃止するとか、何メートルを認定するのか全然わかりません。これを出して議会に認定せよということは、議員はこれを認定する基準をどうして判定するのか、どういうつもりでここに提案をされているのか、お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） この提案の中身につきましては、道路法に基づきました起終点の議決ということ
です。ただ、井田議員さんがおっしゃいました、道路幅員等がもう少し明確でないというような

ご質問でございます。旧町においては参考事例として、幅員、延長を上げておいた旧町もございました。そういった部分につきましては、今後そういった部分も含めて、参考資料で表示していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 3町が1つになって、なかなかわかりにくい町道、いっぱい議員の勉強不足だと、そんなもんずっと町を見てあるいて調べると言われればそれまでです。だけど実際には、わかりにくい部分がいっぱいあります。そういうときに、ここに幅が何ぼ、メートルが何ぼ、それくらいのことは資料として出していただくのが普通やないかなと。課長さんによっては、かなり細かくいろんな資料を、例えば委員会の中においても出される方、それからもう全然資料を出されない方があります。それはそれぞれの特徴も何がしかあると思うんですが、やはり議会の承認を求めるといのは、行政からの提案です。そのためには、ある程度の理解ができるような資料を出していただくのが、妥当ではないかなと。現場へ行って見てこいとか、前にもある課長が言われました、事務所に来て見てくれと。他の事務所へ来たらありますと、図面、そんな膨大な資料はここには出せませんと言われました。私は資料の提出が余りにも少な過ぎると。

例えば、そしたら課長にまずお尋ねいたします。藤の森線は何メートル長くなるんですか、小倉山線は何メートル短くなるんですか、短くなる、廃止にする理由を申し上げます。それから新規の路線はいつ造成をされて、幅員は何メートル、延長は何メートルなのでしょうか。といいますのは、町道の認定基準にはいろいろな条件があります。特に新しい町道については、条件があります。ただ、合併前の告示の規定により事業開始され云々という、合併前の告示の例によるという条項もあります。この条項を当てはめるのか、それとも与謝野町の規定で、ここに承認を求められておられるのか、それすら何らわからない。そして議会に承認を求めるとい、私は甚だ議会の愚弄した提案の仕方ではないかなというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまの質問の中に、ちょっと資料が手持ちにない部分がありますので、早急にちょっと調べます。

ただ、その中で図面番号の3につきまして、これにつきましては延長53メートル、幅員が5.7メートルでございます。図面番号の先ほど言いました1番、2番につきましては、ちょっとしばらくお待ちください。

9 番（井田義之） 3番の完成年度はわかりますか。

建設課長（坂本典男） 3番の完成年度は、平成5年度に香河川改修事業に伴いまして完成をいたしております。それから図面番号の2番につきましては、年度につきましては平成6年に国道176号が完成いたしましたので、廃止をいたしております。

先ほど町道認定基準のお話をされたかと思えます。町道認定基準そのものだけで申し上げれば、私道を町道にするという部分でございますが、やはり町は好きなことをしてもいいんかという部分がありますので、基本的にはこの町道認定基準に沿って、町道も同じ扱いしていくべきだというふうに思っております。この町道認定基準はあくまでも私道、これを町道にする基準でございます。

なおかつ経過措置といたしましてこの中に、この告示の施行の日の前日までのこの告示に相当する加悦町の規定、または野田川の町道の認定及び土木事業の施工に関する基準規定により事業を開始され、平成21年2月28日までに事業が完了したものについては、なお合併前の告示の例によると、それぞれの旧加悦町、野田川町で進められておりました認定基準に基づいて進めると。

この認定基準の内容といたしましては、都市計画が施工されております旧岩滝町に準じた内容というふうになっております。特に一番大きなものは、都市計画区域ということがありますから、都市計画区域であれば道路幅員4メートルが、一つの基準となっております。4メートル、都市計画区域でない場合は、セットバックと言いまして、それぞれセンターから2メートルずつバックしていただくと、そういった基準もございますので、あくまでも道路幅員は4メートルと、町道が考えでこの認定基準はなっております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 基準はそういうことで、その条文の中にも、町長が将来において特に重要と認めた場合という立派な条文があります。これを出してこられる場合が、多々あるんじゃないかなというふうに思うわけですが、要は、ここの廃止にする理由における176号線の云々という言われました。176号と、この町道に関する関連はいつ発生して、最近、去年、ことに発生したことなのかどうか、今の説明によりますと。これももっと前に発生しておったけれども、先ほどのシューズ線と一緒に認定漏れをしておりましたと言われるのか、それはどちらですか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 町長の提案説明の後、私の補足説明の中でもおわび申し上げましたが、図面番号2番、並びに図面番号3番、これにつきましては事務の怠慢であったというふうに思っております。申しわけございませんでした。

9番（井田義之） 何年からですか。176号ができることによって、廃止をしなければならなかったのは。

建設課長（坂本典男） 本来は図面番号2番、22ページ、これにつきましては、平成6年度に国道176号線が完了いたしておりますので、本来はこのときに廃止をしなければならなかった。それからページ23の図面番号3、これにつきましては平成5年に住宅が完成いたしておりますので、本来はこのときに町道認定をしておかなければならなかったわけですが、これができておりませんでした。申しわけございませんでしたが、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 質問の方法もちょっとバラバラになりますけれども、例えばシューズ線ですね、先ほど幅員も十分あるということで、町道の認定にはかなうわけですが、53メートル。本来ならば、行き当たりの道路については消防法の関係で云々ということがあはずです。これについては、この道路は行き当たりで十分に大丈夫だということで確認は取れておりますか。

議長（糸井満雄） 坂本課長。

建設課長（坂本典男） 町道認定基準において、消防法という部分においては確認はいたしておりません。

道路法に基づいての道路の設置を考えております。新町において言うならば、基本的には4メートル以上必要だということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 与謝野町の町道の認定基準には、奥に迂回路の場所がなければ、いわゆる6メートルの半径で円を描いて、その部分を設置するということになっております。これについてはメートル数の関係もあるので、一応クリアと見るのかどうか、私にはちょっとよくわかりませんが、この件については、もう内容的にはこれぐらいで置いておきます。

そこで、ちょっと助役にお尋ねいたします。今建設課長は、私が3本これはやはり廃止路線、延ばす路線・延長路線、新規認定、3つとも完全に内容が違うわけです。やはり議場に出すときには、1本に賛成できてもあと2本が不都合な場合、2本に賛成できても1本が不都合な場合、いろいろとあろうと思います。認定基準をしっかりと精査した中で、そういうことを私は考えながら質問やら発言をさせていただいてるんですが、今後ともこういう方法で町道は、議会がどうせ承認するだろうというような気持ちかどうかわかりませんが、一括提案という格好を続けるつもりなのか。私がお願いしましたように、分割して出すという方針なのか、お尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 堀口助役。

助役（堀口卓也） 井田議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問、ご意見の趣旨も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

議長（糸井満雄） 明確な答弁がいただけませんので、ここで質問はやめますけれども、私はこの案件には賛成できないことも申し上げておきます。

以上です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立多数であります。

よって、議案第20号 町道路線の変更及び認定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第21号 分収造林契約についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） それでは、本議案について質問します。

まず、提案説明の中にもありましたが、この造林の仕方については公用樹も含めてしていくということで、過去に行われてきた針葉樹だけという形での山の荒廃を防ぐ手だても打たれているというふうなことだろうと思いますが、その方法等について、どういう形でせされるのかお聞きします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 野村議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

提案説明の中でもご説明をさせていただいておりましたが、施業基準でいいますと雑木の伐採、当面、区域を。過去なら皆倒して、それから植林をするという形でやっとなんてですが、最近は雑木の伐採については、おおむね80%を伐採する、20%程度は残すと。それをヘクタール単位でいいますと、2、300本の雑木を残して、それ以外のところにスギ、ヒノキを植栽をしていくという形で施業することになっております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その残し方なんですけども、縦にずっと残すとか、いろんな取り組みがされとるわけなんですけども、200から300残す残し方は、一定の範囲をまばらに残していくという形なのか。どういう形で、その200から300本を残すような形でやろうとされているのか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

雑木の伐採の方法は野村議員がおっしゃいますように、いろんな形で残すという形があります。縞模様にして残すだとかいうあたりがありますが、1ヘクタール当たり2、500から3、000本の植林をする、その中に200から300本残すということですから、今回の方法でいいますと、ほぼバラバラにという形の施業になるんだらうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） こういう植林をした山に雑木林、あるいは広葉樹を育てていくということが、きちっとされれば、山の涵養を保持するということが可能だというふうになっています。

問題は今言われたように、2から3、000本中に一定の雑木林を残しても、その当時はいいわけですが、樹木が低いちはね。これが成長していくに従って、この本数では雑木林が生きていけないと、いわゆる光が入らなくなるという状況になるわけですね。

そういう意味では、その当初の趣旨を生かすためには、その後どういう計画でいわゆる間伐を進めるのかということが、同時に今の趣旨のためには必要だと思っているわけですが、その辺についての取り組みは今までと違う、こういう形ですというものがあるのかないのか、お知らせください。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えします。

今までと違う方法は、特にとらないというふうに思っております。大体2、500から3、000本あたりを植林するわけですが、実際に物になるとときには大体3分の1ぐらい、大体1、000本から1、500本ぐらいになるんだらう。そのあたりまで間伐をしていきますから、保育、間伐の中で、そういう3分の1程度の木にすると。それも当然、上部空間をあけるということもありますので、そういうあたりで広葉樹についても、枯れないで残っていくようなことに

なるんだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今までの間伐の今言われたやり方では、最終的に木と木の間にそんなに広くないですから、いわゆる低木の雑木程度は残るかもしれませんが、しっかりとした広葉樹が残りながら、山の涵養が保持されるということにならないというところが問題になっているわけですね。

それを改善するために、俗称大間伐を行うという方法が、今、九州、あるいは鳥取あたりでも、独自の県の補助制度などで進められているわけですね。それをすることによって、いわゆる光が中にしっかりと当たって、普通の木として成長できる空間を保持していくと。最終的に、そこを目指して計画的に、今まで以上に間伐の量をふやすという、そういう取り組みがされています。これだと広葉樹で水源としての涵養も保持できるし、育つ木もどうしても本数が多いと細い木しか育たない。上にたくさん伸びて線香林になると、こういう状況も改善できて、育てる木自身が大変直径が太い大木林ができるという。その木の価値が高いですから、それを切り出して売るときにも、非常に経費的にも効果大きいと。

そして特に台風など、そういうときにも線香林などは大変な被害が過去にも出ていた。そういう経過の中で、もっとしっかりと根を張った樹木になるような間伐が必要だということで、今のこのような形が取り組まれています。そういうふうなところまでやっぱりやらないと、今言われた趣旨、せっかく当初、雑木を残して涵養を保持しようということが、将来的に維持できないということになるのではないかと私は思っているわけですが、そういうことについての検討は、されたことはないでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 植林全般で言いますと、野村議員が懸念されますように、なかなか植林した後の保育という部分で、手がかけれないという部分があります。当然個人山だったら、特にそうなんですけど、手がかけれないというのと。それから間伐するのに、なかなか中ぐらいに伸びた木を切るというときに、所有者については、ちゅうちょされる部分が多いんで、どうしても多い目多い目と言いますか、少な目、少な目の間伐で、進んでいくということがありますが、この分収造林につきましては、全国でいわゆる分収造林をやっておられます緑資源機構が、経費を出してということになりますので、保育や間伐についても一定程度の予算を毎年つけていただきながら、そういう保育事業を進めてまいっていただいておりますので、そういう部分では、今間伐の仕方そのものも、全国的にそういう議論もされておられますし、十分研究された上での今後の保育に努められるだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 個人の所有の山は言われたように、ほとんど間伐ができない今の状況の中で、簡単に言えば全く中に光が当たらない。地面には針葉樹以外にはない、ほとんど死んだ山になっていて、地肌があらわれていて、だから砂がどんどん出てくる状態になっているわけですね。そういうのに比べれば、こういう公的な形でやられているのは、今言われたような形で間伐をしますから、保育の段階でもそれに比べればいいわけですけども、先ほど紹介した大間伐というのは、野田川のときにも一般質問で取り上げましたが、補助事業の対象にならないんですね。つまり今、国が指定している間伐のやり方とは全然違う、もっと広い範囲を間伐していく。実際、私も山に

入って測ってみました、少なくとも3倍以上は間伐していくわけです。だから補助事業にならないので、なかなかできないという答弁をいただいたんです。

今計画されているのは、多分、補助事業に乗ってやられている、国の基準に基づいて取り組まれる間伐だと思っんです。だから全然違うわけですね。今の補助事業でやられる間伐では、なかなかしっかりとした山の水源としての力を保持することができないということで、新しい間伐方法として九州や鳥取などで、国ではできないから単独の補助事業で進めている。そういうところまで、昔はよかったけど、今はだめだということで進んでいる。そういう問題もあるわけですから、その辺についてはぜひ研究や検討をしていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 野村議員おっしゃいますように、個人の山のなかなか保育、間伐が進まないというジレンマを抱えております。国の方としまして、農地とともに山林についても多面的機能、あるいは地球温暖化の防止のための機能を持つと、あるいは水源涵養の機能を持つとということがありまして、なかなかそういう重要な機能を持っておりながら、管理については個人に任ず部分が多いということがありますので、そこにやっぱりこれからどんどん踏み込んでくるんだらうという思いがあります。

最近の木材事情から言いますと、森林所有者と言いますか、負担金が全く持てないと、補助金が幾ら出ても負担金があるんならなかなか進まないという部分がありますので、もうほとんど負担金が限りなくゼロに近い制度をつくらない限り、なかなか保育が進まないという強いジレンマを持ちながら、それでもなお国は山は守っていかならん、森林は守っていかならんという動きに大きくなってますので、今後そのあたりでどういう国の考え方が出てき、それを我々が受けとめて森林所有者にどう支援、あるいは指導していくかという部分は、今後大きく変わっていくんだらうというふうに思っておりますので、その辺を特に注目しておきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 民間の問題を今指摘しているんじゃないくて、提案されている分収造林ね、今行政がかかわって、あるいは公の団体がかかわってやろうとしている。その間伐の仕方を問題にします。

民間については指摘されてるとおりの問題があって、神奈川県南足柄市では自己負担ゼロで、民間の植林されたところが間伐できるという。そういう制度を県や基金や市がそれぞれ持ち寄ってされています。そこではすべての山が、植林をしたところの山も、水源の涵養はしっかりできているというふうに自信を持って答弁をされています。それは可能ですが、なかなか与謝野町だけでそれは難しいので、ぜひ府にもそういう形で取り組んでいただくよう要請はしていきたいと思いますが。

こういう形で、今後も分収造林を公のところを進める以上は、今までの間伐のやり方から一層大きな間伐をして、木と木の間をしっかりとした広葉樹が育つような間伐の仕方というのが、今効果が大きいと言われている問題もありますので、そういう問題についてもぜひ研究や検討をしていただきたいというふうなことで、もう2回目ですので、指摘だけしておきます。

次の質問なんですけど、今スギ花粉というのが、年々被害がふえてきているという問題があります。そういう時代、新しいそういう問題の中でこういう形でする場合に、スギの量について、そういう対策として新たに打ち出されているようなことはないんでしょうかね。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 植林の樹種という形で提案説明させていただいた中で、2,500本から3,000本を1ヘクタール当たりのスギ、ヒノキという言い方をしておりますが、現実的にはスギについては沢筋と言いますか、水気が多いところに植えます。ヒノキについては、水気があると育ちませんので、スギは水気のある沢付近に植えると。あとはほとんどヒノキになるんだろうというふうに思ってます、ここ最近で言いますと、大体スギ、ヒノキという樹種を植えるという計画は持ちますが、実績で言いますと9割を超える木がヒノキ、1割以下がスギになるんだろうというふうに思っておりますので、この辺についてもスギ花粉の花粉症のアレルギーを持つ方が多くなっているんですが、実態を聞きますと、そういう割合で植林をされておるとこのようです。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に業者の件についてお聞きします。造林業者ですね。以前、よく林道を走っていて、加悦に入ると突然、富山工業がたくさんところで仕事をされているところに出会いました。この業者というのは、この旧加悦町ではかなりの率が、富山工業ではないかなと思っ
ているんですが、それは何割ぐらいか、この富山工業が実態として請け負っておられるのか。これはどういう形で決まっていくものなのか、その辺について、まずお聞きします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 森林開発公団の造林が始まったのが、随分前になりますので、その業者決定の段階というのは、私自身は直接的にはかかわってないんですが、富山工業株式会社といますのは、本社は富山県にあります。そこは大きな造園業者さんで、いわゆる昔でいう公団、あるいは今の緑資源機構の仕事を全国的に請け負っておられます。東北の方とか、四国の方とかも来られてますし、兵庫県もあるんですが、京都府では加悦町、あるいは中丹の地域は入っておられます、美山とかは入っておられると思うんですが、そういう大きな業者さんです。

これは余談なんですけど、その富山工業の加茂さんという社長さんが、滝の千年ツバキのところで、あの木は全国の山を歩いとるけども、全国でも一番大きいツバキと違うかということのを助言をしていただいたという社長さんで、造林業界では全国的にもトップクラスの会社だというふうに聞いております。そこが加悦町が開発公社造林をやるときに、多分そういう公社とのおつき合いの中でも、そういう業者があるということの中で、お仕事をさせていただくようになったと。旧加悦には加悦出張所を持っておられまして、その所長さんは、加悦町出身者が所長になっておられますし、それから作業員さんは結構地元雇用ということで、旧加悦町内の方が作業員として入っておられるという経過があります。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） この緑資源機構の場合は、そしたら富山工業ということに自動的になるというふうに受けとめたらいいのか。反対から言えば、加悦町以外では余り富山工業の仕事されてるところを見ないわけですが、ほかの森林組合だとか、いろいろあるわけですね、いろんな業者が。そ

ういう業者が、こういう仕事を受けるといことにはならない現実にあるのか。一緒に、こういう形で取り組める状況にないというふうに受けとめたらいいのか、その辺はどういうふうに受けとめたらいいのか、もう少しお願いします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） ちょっと説明不足でした。事業そのものは財産区、財産区は町ですから、事業の契約は三者で結ぶわけなんです、実態的には経費を出すのは緑資源公団なんで、緑資源公団が一定の業者を指定、選定されるんだらうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前 11時56分）

（再開 午後 0時00分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

野村議員。

1 番（野村生八） 現実的には緑資源機構が、富山工業をという形で今までから運営されてくるから富山工業が多くなってるというふうに理解したわけですが、その辺はなぜ緑資源機構が、そういう形になるのか、独立行政法人というこういう機構が、なぜそういう同じところばかりになるのかということは、非常に不審に思うんですが。

それはさておいて、それならなぜ緑資源機構をたくさん加悦の場合はしてるのか。というよりも、過去の問題じゃなくて今後も加悦だけではなくて、分収造林は三河内でも過去にありましたし、今後もあるかもわかりませんが、新しい与謝野町の町として、どういう形で今後の分収造林を進めていくのか。町全体で、この緑資源機構を最初から相手として、分収造林を進める考えなのかどうか、その辺についてはいかがですか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 基本的に、旧加悦については森林面積の占める割合が80%ということで、山が多かったと。その中に財産区有地が多いということで、その分収方式の造林が進んできとると。その中で公団であったり、それから京都府の森と緑の公社という公社があったり、あるいは個人でやっておられたという造林方式があると。その分収造林方式を選択するのに、過去から公団造林を選択してきたという経過だというふうに思っております、その分収造林以外の、個人の山を個人で植林される部分については、また別の町としての考え方を示しながらやっていただくということもあるんですけども、基本的には財産区有林を分収方式でしてきたという経過は、今後も進むのかどうかは、その財産区の中の考え方になるんだらうというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） もう一度確認しますが、今回のような形式、分収造林の場合は、新しい与謝野町全体の山で進める場合に、緑資源機構において進めるというのが、基本的な考えというふうに受けとめたらいいですか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 先ほども言いましたように緑資源機構の造林と、それからほかに京都府が進めます公社造林という形もありますので、選択の範囲は確かに狭いかもわかりませんが、緑資源機構だけという話ではないというふうに思っております。

ただ、加悦町がというより、その選択は財産区がされるという部分がありますので、あとを財産管理者の町長名で、契約行為をすることになるんだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、わかりました。

とりわけ先ほど言いました間伐のやり方については、今進められている補助対象事業での間伐の仕方が、一番水源の涵養を保持できるということではないという取り組みが実際にありますので、ぜひよりよい方向に向けて、できることは取り組んでいただきたいということを再度指摘して、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありますか。

（「あります」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、質疑はまだ続くようでございますので、ここで昼食休憩に入りたいと思います。

それでは1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後0時04分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第21号の質疑を続けたいと思います。質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

今田議員。

17番（今田博文） それでは、議案第21号につきまして質問させていただきます。

先ほど谷口議員からありました大江山山系国定公園の関係でありますけれども、この国定公園に指定されるとどうなるかということですが、指定されると樹木伐採や景観の変更に許可や届け出が必要となり厳しく規制されると。こういうふうなことになるというふうに新聞報道ではされておるわけですが、この新聞の記事にも地図が載っておるんですが、今回指定を予定されておる区域と、この分収造林で植林をされる地域というのが、重なるのではないかなというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

国定公園の地域指定は、先ほど建設課長の方からもありましたが、1種、2種、3種ということで、公園地域内を地域指定されると。1種地域については、ほとんど何もできない厳しい制約があるんだろうというふうに思っておりますが、そういう1種地域から省くような協議が、国定公園の論議の中でされておりまして、少なくとも植林をしてある用地、あるいは植林を予定する用地については、最高の指定から外していただくような形の協議を続けておったということなんです。

現在植林されてるところ、あるいは予定されるところについては、今日までと一定程度の届け出や許可もあるんでしょうけども、手続を踏めばできるということになっております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） この図面を見せていただきますと、かなり広い面積を今回契約をされるというこ

とになっておりますけれども、福知山市との境界の部分に当たるんだらうというふうに思うんですが、この図面を見ますと境界をいわゆる越えて、福知山市側にも少し入るというふうな形になっておりますけれども、それが本当にそういうことになっておるのかどうかということ、1点お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

それからもう1つは、間伐の問題でも先ほど野村議員からもいろいろとありましたけれども、ご承知のように平成16年10月20日だったというふうに思うんですが、台風23号がこの地域を襲いました。そしてご承知のように大きな被害が出て、多くの皆さんが災害に遭われたわけですが、そのときも比較的西側は雨が降らなかったと。この東側、すなわち大江山山系は豪雨がひどかったと。100年、あるいはそれ以上の単位で降るような雨が一気に降ったというふうに言われております。

ですから、そういう災害のことや雨量のことや、いろんなことを考えますときに、今こういう分収林、自然の木を伐採をして新しく植林をするということが、本当に時代の流れに合っているのかなというふうなことも思わないでもないです。しかし与謝財産区の方や、あるいは管理員の皆さんが十分ご相談をされて、その決断なり、方向を見出されたということだらうというふうに思うんですが、そういった災害なり何なりについての話と申しますか、契約するに当たってのそういう部分は十分注意をし、認識をしていかなだめなんだという話はもちろんあったというふうに思うんですが、その認識はいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） まず初めに、議案資料の図面の話なんです、それは一応位置図という感覚で見ていただきたいというふうに思っております。その円で囲んだ地域がまるまるじゃなくて、その位置にありますよということで、具体的な図面については山の図面に落としておりますので、また図面としては持ちますが、場所の位置を示すだけの地図ということでご認識ください。福知山界を越えとると、町界を越えとるということはありません、地域の中に。

それからこの議案につきましては、財産区が一定所有し管理する財産について、今回、地上権を設定するという事で議会の同意が必要ということがあります。与謝財産区におかれましても区長と財産区名で、こういう契約をしたいんだという申請を、財産区管理者の町長に上げられます。その裏には区長さんと、それから財産管理会の委員さん7人分の署名と印鑑を押した同意書をつけて申請書を上げられます。

そういう意味からいうと、与謝区につきましても台風23号災では大きな被害があったということがありますので、同じときの区長さん名で上がっておりますので、その辺の押さえと申しますか、確認というのは十分しながら、今回の申請を上げられとるというふうに理解をしております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） もちろんその部分にも十分注意を払って、今回の方向なり、決断をされたというふうには推察をするわけですが、いかんせん我々も含めて素人です。もう少し山のことに詳しい、あるいはこういった災害に詳しい方に、少しアドバイスなり助言をいただくというふうな部分も、あったもよかったのかなというふうにも思っておりますけれども、そこをもしそういうことがあったのなら、課長の耳に入っているのなら、教えていただけたらというふうに思います。

災害の件では今の予定地から下ですね、いわば大庭トンネルのすぐ上にはならないわけですが、大庭トンネルの上というのはご承知のように、あの道路が通行どめになるほど、植林をしたスギやヒノキが国道にあふれ出してトンネルまでふさぐと、大変な状況であったわけです。

それから少し行きますと、もう下りますと千年ツバキなんですね、ツバキのいわゆる上流になると。その谷も今、治山堰堤で京都府で頑張って復旧作業をお世話になっております。

それからもう一つ、谷を向こうに行きますと下の谷という、これまた物すごい災害に遭った谷であります。そこも3基か4基、治山堰堤を今京都府の関係でお世話になっております。

そしてその山を越えますと、今は豊岡市でありますけれども、旧但東町です。杓ヶというところに通じるんですが、私も16年の台風のすぐ後で、杓ヶも物すごい被害になっるとということで、見てこなあかんということで見てまいりました。物すごい被害です。道路の横に鉄の塊がありまして、これも旧加悦町議会で申し上げたんですが、鉄の塊があるんですね。そして、これは何だろうなと思ったらタイヤがついているんですね、タイヤだけ。このタイヤを見て、これは車だったんだということがわかるほどべしゃんこです。もうボールみたいになって、道路の横にぼんと置いてあるんです。そんな状況です。

それからずっと川を下って、出石にも行きました。出石も物すごい被害です。家の中を水が突き抜けるほど、物すごい被害に遭われた家屋もありました。

それからずっと出石川を下り、円山川を下り、テレビで何回か映し出された決壊場所にも行ってみましたが、見るも無残にその横の家は中がすべてもう何もございません。そして大きく堤防が決壊して口を開け、復旧作業をされておりましたけれども、ああいう一連の被害、災害を見ますときに、本当に山というのは我々はもっともっと関心を持って大事にしていかなあかんというのを、つくづく私は痛感をいたしました。

そういった意味でも、もちろん今課長がおっしゃいましたように、その当時の区長さん、そして区民の方が一緒になって考えられたことでしょう。しかし、今申し上げましたように専門的な見地からも一度検証と言いますか、そういった部分も、あってもよかったと違うかなという思いに今立っております。

それから間伐のことであったわけですが、私はある業者の方から聞いたんですが、山は当然起伏の激しいとこと緩やかなとことあるわけですが、自然林を残すのは急斜のところを中心に、できるだけ残したいと。そこは余り触らないように、できたら平地と言いますか、なだらかなとこを伐採して、そこに中心的にと言いますか、数多く植えるようにしたいというふうな話を聞いたことがあるんですが、ああ、なるほどなあというふうに思って、感心して聞いておったわけでありましてけれども、もちろんプロの専門家の富山工業さんが入られるということで、そんなことはもちろん素人の議員に言われんでも、わかるとんやというふうなお気持ちもあるとは思いますが、ぜひ課長もそういう会議に出られたり、あるいはそういう地域の方に出会われたら、そういう話もあるということも、ぜひお伝えもお願いしたいというふう思っておりますけれども、そういう話というのはないでしょうか。

先ほど課長の話聞いていますと、それなりにそういう起伏も余り関係なしに一定残すんだということは聞いたんですが、そういう形状に合わせた、あるいは山に合わせたような伐採の仕方、植林の仕方という話にはなっていないのでしょうか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 先ほどの答えの中では、2,500から3,000本の中に、2,300本の広葉樹が残るような雑木の伐採をするということなんで、当然そういうことも勘案して、そういう残し方をされるんだらうというふうに思っております。

それから今、今田議員さんがおっしゃいましたように、先ほど野村議員のご質問もありましたが、技術的な部分については緑資源機構や、それから富山工業が、もう十分全国事例も研究しながら、収集しながら研究しておられるというふうに思います。それで私自身が富山工業さんや緑資源機構の職員に、そういう危険度等のアドバイスは、新たな専門家を呼んできてアドバイスを受けたらどうだというアドバイスさえできないという部分もありますが、話題としては、常にやっぱり植林をされとる部分に被害が大きいというようなニュアンスでは話をしておりますし、先ほどの林道の問題もありますし。

ただ、23号災のときには植林に限らず、とんでもない豪雨だったですから、植林地域に限らず大江山を見ていただいても、山肌をえぐっととるという部分がありますので、特殊な豪雨のときにはどういう森林整備をしても、ああいう姿になるのかなという思いもあります。

そういう思いから、なおこれから造林をされる地域については、財産区あるいは区も含めて、慎重に慎重に検討されとるんだらうというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 旧加悦町のときは公団造林を進めてきたわけですが、もう5、6年、あるいは7、8年前になりますかね、加悦町で公団造林1,000ヘクタール達成ということで、みんなでお祝いと言いますか、一定の目標まで達したということで喜んだこともあるわけですが、そういう一つの山というのは開発して、自然の木を切って植林をしたらええんだという、一つの大きな時代の流れから流れが変わってきたことは事実です。

ですから、今課長の報告にもありましたように植林する場合は、一定自然林を残すと、こうでなかったら植林はだめだと、こういう時代に入ってきたというふうに思っておりますので。先ほど課長の答弁では、富山工業なりそういった部分ではプロでありますので、我々が口を挟むことはないというふうなことがあったんですが、しかし我々も被害に遭った、災害に遭った旧町でございます。そういった部分も十分くみ取って、ぜひそういった部分にはより力を込めると言いますか、注意を払って今後は進めていただきたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、加悦町もそうしてずっと公団造林を進めてまいりまして、もう20年、30年ぐらいになりますかね、最盛期が。その一時、江笠山を公団造林したときは、少し大雨がざっと降りますと水が濁り、土が流れてきたという状況もあったんですが、最近は少しおさまっております。そうしていったん山を切り開いて一定落ちつくまでは、かなり時間がかかるということもあるというふうに思います。そういった部分も十分検証もしていただき、注意も払っていただきたいということだけ申し上げて、質問を終わります。

議長（糸井満雄）

ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今回、与謝財産区の関係で分収造林契約、特に地上権の関係で議論が出されております。きょうまでに大変な、農林課を初めとして関係者のご努力をいただいたと、このように地元では考えております。今、今田議員さんからも話がございましたが、旧加悦町では1,100ヘクタール余りを今日までに植栽を終えて、これが最後になるのではないかなという気が、私はまとまった面積から考えますと。この辺は課長、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） それぞれの財産区の間違った考え方がありますので、これが最後という断言はできませんが、もう町内の山を見る、あるいは財産区の間違った山を見ていると、ほかに大きく造林、植栽ができるような用地については、もうほぼないんだらうなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 今回のこの2番地にかかりましては、関係者は何人ということになっておりますか、最終的に。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 現実的には財産区の間違った財産で、先ほども言いましたように区、あるいは管理会の委員長から管理委員さんの同意を得た申請書でもって、町が財産区の間違った管理者である町長へ申請を出されるということがありますので、現実的な関係者というのは、私の手元に資料としてはありません。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これが平成15年の契約にかかる分と19年が、今回、一緒に地上権を設定するという出されているわけですが、この15年の契約にかかる分については、もう既に植栽はどのくらいほど進んでおりますか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 先ほどの回答ですが、財産区にかかる関係者は区民全部ですね、財産区ですから区民全員ですね。だからそういう関係者というのは、いわゆる財産区だと思います。財産区の間違った財産は、その区民の間違った財産だということになっておりますので、関係者というのは、多分拾えないんじゃないかなというふうに思っております。

それから15年契約した分については、20ヘクタールの契約をしておりますが、実際に手をつけているのは、もうわずかのとこだということで、その面積は2なのか3なのかというのは、現在は確認できておりません。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 与謝区の間違った場合は財産区の間違った山を、分配山として分けている関係がありまして、それでちょっと関係者というのをお尋ねをしたということでございます。

この場合、この公団造林で一番問題になりますのは、今植栽の話がございましたが、私は作業道だと思えますね。作業道と林道が、この公団造林の間違った場合、一番山を荒廃する原因だと、こういうふうには私どもは考えておまして、この場合では、作業道が何メートルという勘定になりますか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 今回の申請の間違った中では、作業道の計画等は示されておきませんので、今後、地元と協

議されるんだらうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは全体的なことについて少しお伺いをしたいと思います。先ほど申しましたように、きょうまでお聞きしておりますのは、旧加悦町で1,100幾らかの契約が完了して、ほぼ植栽が私は終わっているというふうに聞いているんですが、その辺は課長、どうでしょうか。公団造林、加悦町全体で。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 加悦町では1,068ヘクタールという実際があるようです。先ほどのご質問も、ほぼ加悦町全体のようなニュアンスでお答えさせていただいたということで、お願いしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この緑資源公団になりましてから、特に従前の公団造林と同じく、配分がいわゆる50・10・40ですか、地元が50、それから富山工業が10、それから緑資源機構が40と、この配分に変更はございませんか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 提案説明の中でも申し上げましたが、造林地所有者である与謝財産区が50%、それから造林実施者の富山工業が10%、それから造林経費負担者であります独立行政法人緑資源機構が40%ということで、これは変わりありません。

それから少し午前中に野村議員の方から、この緑資源機構でやる造林を選択するのかというお尋ねがあったんですが、いわゆる分収造林については二者でやる場合と、三者でやる場合とありまして、その分収率と言いますか、地元が取る50%を分配されるこの緑資源機構の分収造林方式が、地元にとっては一番有利かなというあたりから、緑資源機構の三者方式の分収造林方式が、旧加悦町内では広がっていったというふうに聞いております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私は労働力が地元にありますと、そら二者契約でも可能だと思いますけれども、現在の富山工業さんがやられているような作業量といいますが、それだけはとってもこちらの人ではようこなさないと、こういうふうに思っておりますので、これはこれで妥当と思います。それで最後にお尋ねしますのは、一番古いところで、既に加悦町でも45年経過したところもございませぬ。当初の契約では50年、今回の場合は80年というふうにお聞きをしたような気がするんですが、どうも見ると、予定どおり大きくなっていないかというのがありますが、現在の緑資源機構が金を持ってきてくれんなら、この仕事ができんわけですけど、この保育の関係では、十分その辺は行き届いているというふうに認識してもいいんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 最近80年の契約が主みたいですけど、勢旗議員がおっしゃいましたように、過去には50年程度の契約ということで、その契約が来る分については、期間延長の変更契約をばちばちやりかけとるという部分もあります。それから年数の延長というのは、大体もうやっぱり80年ぐらいになっていくのかなと。旧の契約については、徐々に変更していくんだらうというふうに考えております。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、私も質問させていただきます。

野村議員が言われた治水の関係、また保水の関係、昔から日本の場合には、水を制するものという言葉があるぐらい、水の対策というのは一番大切なことやないかなと。ますます今後は水対策というのが、日本の大きな将来に影響するのではないかなというふうに思っておりますので、そのことは冒頭にまず課長に申し上げ、しっかり対策方をいただきたいなということをお言います。

そこで私、実はあんまりわからないので、お尋ねするわけですが、先ほど野村議員が、旧野田川の場合でもあったということで、私も知りませんでした、正直なところ。今この分収造林、先ほど加悦の場合には1,068ですか何か言われました。与謝野町全体として分収造林契約がなされておる平米数、もしわかりましたらお願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） いわゆる公団造林、旧資源開発公団、今の緑資源機構が分収造林を町内でやってくる量というのは、先ほど言いましたように旧加悦地域で1,068ヘクタール、それから野田川では67ヘクタールという成果になっておりまして、いわゆる分収造林事業そのものは、他の制度でもやられてますので、その辺については、まだ把握しておりません。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この議案書の提案理由を見ておると、わかりにくいんですけども、きょう我々がここで承認をするのは、いわゆる地上権を設定することについて同意をするということで、分収造林の契約に対する部分については、別ということなんだろうと思うんですが、なかなかこの文面ではわかりにくいんですが、それでよろしいですか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） いわゆる地上権を設定するということが三者の契約の中にありますから、地上権設定、あるいは造林契約そのものをということですし、それからもう1点は、財産区の財産、あるいは財産の管理及び処分または廃止については、地方公共団体の財産または公の施設の管理及び処分または廃止に関する規定によるということ、地方自治法にもっていきます。

地方自治法では96条で、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないところに、財産を交換し、出資の目的とし云々で、もしくは貸し付けることについては、議会で議決をしなければならないということになっておりますので、いわゆる地上権設定までされる売買契約について、議会の議決を得るということになるんだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ということは、これで造林契約についての地上権設定を議会で承認をしたら、あとはもう財産区の方々やとか、緑資源と富山工業との間で正式に契約ができると。今のところは、まだ契約ができておらんということですね。もうちょっとわかりやすく書いていただけた方が、私はありがたいかなというふうに思います。

そこで過去の分収造林の契約では、台帳面積が幾ら、実測面積が幾ら、そのうちの何ヘクター

ルを分収造林として契約をするというようなことが出てくるんじゃないかなと。恐らくこの土地についても、そういうことが行われるのではないかなと。先ほど今田議員が言われたように、福知山まで出なくても20%ぐらい残すと言われる。20%という意味が、ちょっとこの数字からだけでは理解できないのですけれども、例えば193番地、193の1番地は、実測でおおよそ何ヘクタールあるのか、もしわかったらお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 台帳面積については議案の中にあると思うんですが、あと見込み面積で。現実的には実測というのは、ほとんどできませんので、いわゆる図上で測って見込みを出すということになると思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 課長、昔はこの測量も大変だったんですわ、山林を測量するなんていうのは、今は航空写真で撮っても何しても、簡単におおよその面積ぐらいは出てくるということは、十分に知っておいてください。

そして、この3万平米のときに193番地、これで20ヘクタール、台帳面積で2万1,817平米で、その土地で40ヘクタール。この2つの番地で実測はわからないけれども、見込み面積としてはこれだけ、60ヘクタールは十分あるんだというふうに、そしたら理解しといたらいいですね。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） そのとおりだというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど緑資源は、地元で50%下りるという契約で進められる。これが一応地元にとっては、一番いいんだらうということでした。

先ほど野村議員の質問に、富山工業については富山が本拠地で、社長がだれというような話がありました。この緑資源機構についても、我々はまだこの議案で初めて耳にするところでありまして、どういう機構、どういう法人なのか。その辺のところをもしわかれば少し、安心して任せられるところだというあたりがわかるように説明をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） たびたびなんですが、初期には森林開発公団ということで、国の機構だったんだらうと思いますが、今現在はいろんな国の制度を変わらして独立行政法人ということで、緑資源機構ということに変化をしております、その説明というのはなかなかしづらいんですけども、やっぱり日本の森林を守るために設立された公団が変遷されて、独立行政法人で今残ってるという形ぐらいしか説明としてはしきれませんので、ご了承をお願いします。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 最近は国を信用しなければならぬといひながら、いろいろとややこしい天下りの団体だとかいっぱいあります。そういうとこに属してなければいいんですけども、やはりこうして提案をされる以上は、独立行政法人緑資源機構がどういうものかというぐらいのパンフレットは、示していただきたかったなというのが私の思いでありますけれども、そういうものは一切この法人はつくってない、出してない、インターネットを見てもわからないというところで

すか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 国の機構ですから、当然ホームページもありますし、それから取り寄せればパンフレットもありますけども、その説明については、この場ではでき切れないということで、ご了解ください。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） といいますのは、これから契約ができたとしたときに事業する、実質的に資金を出すのは、この緑資源機構ということだろうというふうに、私はこの文書で一応理解をしています。だから金を出してくれるところがどういふところかなというぐらいは、やはり議案を提案をしていただくときに、まして地上権とともに分収造林契約もできるという議案を議会に出されるときには、それくらいの配慮がいただきたかったということです。またこれから、もしできるようでしたら、後日でも結構ですので出していただきたいというふうに思います。

それからその金を出していただいて、これから伐採をし、また植林をしていくわけですが、そして最終的に先ほど勢旗議員も言われましたように、50・10・40という格好の木が売れたときの売却益が入ってくるわけですが、この80年の間には、いろんなことが起きてくるわけですね、そのまますんなりといけへん。伐採もせんならんでしょうし、いろんな作業がいついついて回る。そのときに分収造林契約では、そういう費用は今度の最終的に売却された中の収益から。もちろん収益というのは木を切る費用、それから運搬する費用、当然それも引かれるんだろうと思うんですけども、その80年間の管理料というのは一切考えずに、その売れた分に対して5・1・4という格好で金が動くのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 考え方としては、最終伐採経費を引いて上がった分について、分収するんだろうというふうに思っております。この辺は確実に当初の事業費、あるいは年々の保育費を足していくなんていう考え方じゃなしに、最終的に伐採した経費は差し引くけれども、その差し引いた後の収益について分け合っていくんだろうというふうに理解しております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それはもう絶対に間違いはないんですね、金額が大きいんでね。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 確認します。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 確認して、やはりはっきりとした答弁がいただきたいというふうに思います。きょうは、この程度にとどめておきますけれども。

それともう一つ、野村議員がきばって富山工業のことを言われました。緑資源と富山工業との関係がどうなっているのかもわからないんですけども、一応我が地区に森林組合があります。森林組合の従業員の方は、ほとんどが宮津、与謝地方、当地方の方々です。ここで富山工業にどうしてももっていかなければならないという理由は、野村議員の質問の中でも、ちょっと私にはわかりかねたということが一つと。それから、どうしても富山工業に持っていかなければならないというときに、森林組合と共同してと言うのか、森林組合の方々が働ける場所、いわゆる下請け

とか、そういうようなことの模索ができないのかどうか、その点お尋ねします。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 公団造林は提案説明にもありましたように、昭和36年ぐらいから始まっております。それから森林組合は、それぞれの町が森林組合を持ったんですが、10年前ぐらいに宮津地方森林組合に統一されたということがありまして、そういう経過から見ますと、ほとんどの場面は、森林組合がまだ見えてなかった時分の仕事だったというふうに思っております、ここへきて森林組合についても、やっぱり地域の森林組合ですから守っていかならんというのは、町としても当然の責務がありますから、そういう部分では森林組合についても別の商工造林事業だとか、そういう部分で仕事は出させていただいておりますし、その辺のすみ分けをしながら、あるいはこの公団造林を森林組合が受けれるかどうか。例えば受けれるような組合に成長すれば、当然そういう二者の中の選択になるんだろうというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私が言いたいのは、緑資源から直接は請けれないということがもしあるにしても、その後、富山工業との共同でできないかなと。といいますのは財産区の一応管理者は太田町長、また森林公園の中にも、太田町長は役員として入っていただいております。そういうことからすると、できるだけ地元で潤いが出るような、やっぱりそのことも農林課としてはぜひとも考えていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第21号 分収造林契約については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第27号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明を終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

16 番（森本敏軌） それでは一般会計補正予算（第4号）について、若干お尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず初めに、19ページの合併市町村補助金についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは説明の中で、国の大型補正があったということで、1億2,750万1,000円が補

正計上されております。これは各課の方で合併補助金として計上されておりまして、ほとんど繰越事業になるということで、繰越明許ですと上がっているんですが、総務管理費の3本、それから労働費、それから土木費の道路台帳補正業務事業、それから境界確定システム整備事業、それから教育委員会のパソコン等の3本の事業というふうに認識をいたしておりますが、若干ちょっと金額があと2,100万円ほど合わないんですが、これは今年度で執行になるのか、まずその辺をお尋ねを、どういうところでどうなっているのか、お尋ねします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

合併補助金につきましては、総額で平成18年度でございますが、1億9,800万円の収入を予定いたしております。そのうちの1億9,751万1,000円を一般会計で受けます。簡易水道特別会計で48万9,000円を受けますので、総額は先ほど申し上げました1億9,800万円でございます。

それから一般会計で受けます1億9,751万1,000円のうち、現年度で執行いたします額が9,549万5,000円でございます。それから繰越明許をいたします補助金相当額が1億201万6,000円と、こういう数字でございます。国の大型補正ということでございませぬけれども、一応、総務省が補正予算で財務省の方に、合併市町村に関連いたします合併補助金の100%に当たる額を要求をいたしました。そのうち財務省から内示がありましたのが7割相当額、70%の額が予算でつけられたということでございます。そこで、それぞれの都道府県が、そういうあてをしておりませんでした、実を言いますと、10年間でそれぞれの割り当ての額が交付されるということを聞いておりましたので、70%の額がつくということを想定していなかったと。ですから本来ですと、この補助金は繰越明許をすればいかん補助金でございますが、理解を示していただきまして繰越明許も構いませんよと、こういうことになったわけでございます。

当与謝野町といたしましても、そういういわゆる京都府から連絡を受けまして、平成18年度の当初予算で予定している額では足りないよと、もっと出なさいという指導をいただきました。そうせんと、いわゆる70%ついておるので、この先、幾らつくかわからんよということでございましたので、我々も一生懸命になりまして、各課とも連携を取りながらたくさん額を申請をさせていただいたということでございます。

ところが、また今度はそれぞれの都道府県が、同じ指導をされたんだというふうに思います。いわゆる70%相当額でございますが、100%に相当する額をほとんどの市町村が申請をされたんだらうと。そういうかげんで、我々は2億7,800万円の申請をしたわけでございますが、割り落としがかかりまして、1億9,800万円の内示に落ちついたということでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） この合併市町村補助金につきましては、当初の合併協議といいますが、そういった中での数字では、年間1億1,000万円ですと3年間で交付されるということで、3億3,000万円ほどあったわけですが、今お聞きしますと、もう70%ほどがここへ来たという状況になるわけですね、今。

あと聞きますと、3年間というんですが、もう10年間にかけてこれから交付されてくるというふうな状況ですか、今の説明では。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 合併補助金の総枠は、3億3,000万円でございます。そのうち18年度で交付を受けますのが1億9,800万円でございます、残り枠は1億3,200万円ということでございます。70%相当はございませんが、イメージといたしましては70%の額を国はつけたわけですから残りの3割ですね、これはあと9年間で、いわゆる残つとる分が均等に来るぐらいというイメージで、おってもらったらいんじゃないかということでございます。ただ、それはあくまでもイメージでございますので、申請してみんと平成19年度も幾らつくかということは、まだわからないということでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） そういった動向はよく注意していただいて、100%いただけるように努力いただきたいと思っておりますし、この合併補助金というのは、こういった事業、こういったものという、そういう規定とか基準とかいうのがあるのか。最後に、それだけ1点、お尋ねしておきたいというふうに思いますが。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 基準が3、4点ございます。合併した年度に多額に経費を要するものですね、例えばコンピューターの統一を図る経費だとか、そういった経費。それから合併を機に行うような、町民の一体感の醸成を図るためにするイベントですとか、それから合併市町村間の格差をなくするための道路の維持修繕ですとか、そういったものに充てるものが、合併補助金ということになっております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） それでは、次にいきたいと思っております。

今度は歳出の方にいきたいと思っておりますが、32ページに、これもまあ合併補助金ということでした補正だと思うんですが、有線テレビの施設整備事業について2,209万円計上されております。この件につきましては、地上デジタル放送システム整備工事ということなんですが、この辺の事業内容について、まずお尋ねをいたしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 森本議員のご質問に、お答えいたしたいというふうに思います。

今回上げさせていただいております地上デジタル放送システム整備工事でございますが、皆さんもご承知のように、ことしの秋ごろというふうに伺っておりますけども、成相山のテレビ中継局がデジタル放送の電波を発信を開始するというところでございます。現在、加悦の有線テレビにつきましては、その成相山と、それから三河内のテレビ塔の2カ所で受けとるわけですけども、このデジタル放送システムの整備が完了しますと、すべてを成相山から受けるということになります。有線テレビに加入されてるご家庭でも、こういうデジタル放送が開始されますと、そういう需要が高まってくるということで、今回補正のご無理を申し上げているということでございます。

工事内容につきましては、これはスタジオの内部の機器の増加だけでございまして、ケーブルですとか、ご家庭の関係の工事は一切入っておりません。したがって、この工事の内容につきましては電波を受信しまして、それをデジタル放送の電波を流すためのヘッドエンドという機

械が要るわけですが、それが民報が5波と、それからNHKが2波、現在同時に受信して、それをそのまま再送信をしておりますので、7波の受信電波を各家庭に送るための、1波が弁当箱ぐらいの機械になるんですけども、それを7つ整備をさせていただくと、現在、3チャンネルで自主放送をしておりますので、この3チャンネルの自主放送も、デジタルで発信していく必要があるということになってまいりますので、その自主放送の3チャンネルの1波分を整備することで、計8個分の機械の整備をさせていただくということでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） きょうもちょっとテレビを朝見ておりましたら、NHKなんですが、16%は何でしょうかという画面が出まして、聞いておりましたらデジタル放送の整備のできてない地域が16%、あと80数%はNHKに関しては整備ができていないということで、今課長の説明にもありましたように、もう成相山がそういった整備がされるということで、デジタル放送が受けられるというふうになると思うんですが、今の説明では、その機械といいますか、整備をされたことによって、加悦の有線テレビですけども、デジタルの電波がもう流れるというふうに理解したらいいんでしょうか。に

議長（糸井満雄） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいというふうに思います。

議員さんおっしゃいましたとおり、この整備が終わりますと、電波を送信する条件は整うわけですけども、いずれにしても成相山からの電波が発信されないと受けられませんので、成相山の電波が発信されると同時に、有線テレビの方も電波を流していきたいというふうに思います。

補足ですけども、現在のアナログ電波がまだ4年先ぐらいまでは、デジタル放送とアナログと同時に流れますので、加悦の有線テレビにつきましても、その間はアナログ電波もデジタル電波も両方を発信をさせていただくと、どちらを見られるかは、各ご家庭の判断にゆだねたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） わかりました。

そうなると一定、加悦の有線テレビのデジタル化に対する対応は、町側としてはもうできると。あとは家庭でそのチューナーでありますとか、そういうことを整備すれば、もう見られるという状況になるんでしょうね。

議長（糸井満雄） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） お答えをいたしたいというふうに思います。

今回のデジタルの関係につきましては、有線テレビに加入されとるご家庭であろうと、アンテナで受信されているご家庭でありましても、特に差異はないというふうに考えております。

ただ受信側のテレビが、デジタル放送を受信するためのチューナーが整備されていまして、受信することができませんので、今はやっています液晶テレビですとかプラズマテレビなんかは、もうデジタルのチューナーが入ってますけども、以前に買われたようなテレビでは、アナログのチューナーしか入ってませんので、もしそのテレビでござらんならうと思えば、デジタルのチューナーを別個に買っただかんならうということになりますし、それから各家庭でテレビの配線を分配されてると思うんですけども、数台見られる場合に、1本の線を何本かに分配され

ている分配器というものがありますけども、これにつきましても最近の電波の帯域というか、電波が通る道というのが広いんですけども、昔の分配器ですと電波の通る道が狭い場合には、デジタルの電波が通らないというふうなことがありますので、分配器ですとか、ご家庭に設置されてます増幅器、こういったものは対応できるかどうかは、ちょっとそれぞれ調べていただかないと、わからないというふうなことでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） それでは、次にお尋ねいたしたいというふうに思います。

65ページに、地域防災計画と国民保護法計画策定事業について、地域防災計画については69万円の減、それから国民保護法の計画策定については247万円の減となっておりますが、このいずれの計画も策定がもう完了したのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今のご質問ですけれども、国民保護計画の方が先に進んでおりまして、最終の町の案はまとめまして、今現在、最終的に京都府と調整をさせていただいておるところでございます。

それから地域防災計画につきましては、最終の防災会議を1週間以内に持ちまして、最終の町の案を出して京都府と調整をして、今年度中にどちらの計画もつくり上げたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 最終的な協議を重ねて、今年度中にできるというふうな今お話を聞いたんですが、特にけさも消防委員会の方のことで、特に安心・安全ということで非常に重要な、消防委員会の条例もそうですし、これも特に安心・安全というまちづくりについて、大変重要な計画だというふうに思うんですが。

私も以前質問の中に、旧加悦町も台風23号のことで大変な被害を受けたという中で、職員の対応、また消防団の対応、地域住民の対応等々まとめがなされておりました、それぞれに検証はされておるんですが、そういったこともよく踏まえて計画に盛り込んでほしいと。委託業者に任せるんでなしに、このこともしっかり盛り込んでほしいということを申し上げたんですが、そういった内容で、今回の計画が策定をされてきておるのか、その点をお尋ねをいたしたいと思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 森本議員さんの以前のお話をお聞きしまして、それも踏まえて町としての案をつくりまして地域防災会議の委員さんに、自治会からも出ておられますし、各種団体と言いますか、町の方にそれをバックして、1カ月間ほど見ていただいて、その後ということでございますけれども、地域防災計画全体のことでございますので、例えばどこの自治会はどのような動きをするとか、そういうところまでは中には入っておりませんが、それらも踏まえて策定をさせていただくつもりでございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） そういった点も踏まえて、立派な計画ができるんだろうというふうに思っております。

そこで旧加悦町にも立派な防災計画が作りかえられてあったわけですが、災害が起こった時点で、その計画がしっかりと生きていたかどうかというのは、ちょっと疑問な点があるんですが、今後完成しましても、やっぱりこれが書庫に眠っておったり、机の中に眠っておったりするのではなくて、やっぱり行政職員の皆さん、また議会でありますとか、それから地域の皆さん、町民の皆さん、それぞれ分担についても描かれているだろうというふうに思いますし、そういった部分について眠ったままにならない、絵に描いたもちにならないように、やっぱりしっかりと住民の皆さんにはその部分を抜粋してでも理解をしていただいて、こういった防災計画について町全体で、また関係機関を通してこの防災計画が周知されますように、ひとつお願いをしておきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、地域防災計画と国民保護計画、今年度中に策定できるということでございます。それで、これは毎年見直すということになっておりますので、また議員さんにも配付をさせていただきますので、ご意見等ございましたらおっしゃっていただければ、毎年見直しのことがありますので、ローリングできますので、ご指摘をいただきたいというふうに思います。

それから町民の皆さんですけれども、この計画によって役割はないといいますが、避難をどういうふうにするかというふうなことで第一義かなと思ひまして、災害があったときに動くのは、例えば消防団であったり、町の職員であったり、自治会の役員さんであったりということでございますので、町民さん向けにはここにもありますように、防災マップ、ハザードマップに想定した浸水地域やら、それから避難場所をつけたものを、A1ぐらいのサイズなんですけれども、それも一緒につくりまして、それについては各戸配布をしたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） この防災計画に関しまして、せんだって訓練が実施されました。この防災訓練、全町一斉に行われたと思うんですが、それぞれ地域ごとに避難場所を決めて、それぞれが避難をしたというふうに状況なんです、この辺の全町的に統一された行動というのか、そういった避難訓練だったんでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） それにつきましても、各ところで意見が出ておまして、やはり今回初めてだということで、想定は同じように周知はしたんですけども、その動きといいますが、実際我々がそこへ出向いて指導して動かれるんじゃないかと、やはり自治会さんが主導的に動かれます。

それでこれまでの経過もございまして、極端に言いますと、旧岩滝町は住民さんの避難はほとんどありませんでした。それから旧野田川町さんは、第1避難場所をリュックサックを背負って行かれたと。それから加悦町さんも、そうだったというふうなことも話を聞いております。

これは区長会でも話を出して、今後どういうふうにしていくかということも、話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） せっかくのそうした一斉の防災訓練でありますので、私も決められた場所へ避難したんですが、ただやっぱり避難するだけでは、何かもったいないなという感じがしてございまして、町政だよりの中にも、何か訓練用の消化器ですか、整備されたようなこともたしかどこかに

あったと思うんですが、何十本かは用意されたようですので、そういった消火訓練でありますとか、何かやっぱりそれにつけて、もう少し効果のある訓練ができたらなというふうに思いましたので、できたらというふうなことで、お願いをしておきたいというふうに思います。

それから、次に町長にお尋ねいたしたいというふうに思います。

男山公民館の件で、当初、男山地区だけで建設されるという状況の中で、地元も3分の1負担するという中で6,000万円の宝くじが当たったということで、それがついたということで町にその事業が移管をして、与謝野町でやるということになった中で、いろいろと論議があったんですが、一定地元にも負担を求めるということが大きな議論になったというふうに思います。

これの議決に当たっては、やっぱり一定の負担を求めるということで、町長にも努力していただかんらんとというようなことで、そういったことで私も賛成して、この公民館が今減額になって、安くでき上がったということなんですが、その辺の現状はどういうふうな、一定の土地を求めるというふうなこともあったんですが、その辺の状況はどういう状況なんか、まずお尋ねをいたしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議会の中でそういうご意見もございまして、男山区の区長さん、あるいは役員の方たちと何回かお出会いし、お話をさせていただきました。

いろいろと意見があるんだけど、6,000万円がついたということで、補助金という形になりましたので、町が全面的にやっていくというふうな形になったんで、その分については負担いただくなくてもいいけれども、土地の部分について、もう既にもともと区が用意しておられた土地、プラスもう少し買われたその分の土地について、全く区が汗をかいておられないということではなしに、もう既に自分たちで土地を取得されているのだから、できればもうその土地を町の所有という形にしていただく方が、すっきりとしていいんじゃないかということで、男山区の方にそういう申し入れをいたしました。

区の方も何回か、やはり区は区のやり方がありまして、隣組長さんに集まっていたとか、それから地縁団体の届け出をしておられますので、すべての全員の同意の方を得なければ、だめだというふうなこともありまして、それらの整理について、まだ正式な形でこうだというお返事はいただけてない。まだ交渉させていただいている途中だというふうに、ご理解をいただけたらと思います。

区長さんがかわられましたし、また新しい執行部といいますが、その形の中での今整理がされているんだろうというふうに思いますけれども、今ちょっとまだ時間がかかっているというところが、今の現状でございます。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） わかりました。

私のところへも、議員みなのところへ行っているんだろうと思うんですが、匿名で、何で土地を町に渡さんならんのかといったような手紙もいただいたんですが、やはり私が思うには、土地は地元のもんですから、地元で管理してもらうのが一番いいんだろうと思いますし、やっぱり何らかの形で一定のお金ですね、負担をいただくのがいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

それはそれとして、やっぱりこれからの公民館の建設ですね、旧加悦町、旧野田川町それぞれの地域で、まだまだ古い公民館があります。今の公民館を見ますと、大体2階が大体大広間になっております。せんだってもし老人会の会合に行かしてもらったんですが、大変年寄りの方というのは、足が悪い方が多いわけですが、できるだけ下が広間のある方がベターだなというふうに、今の時代はそうだなというふうに思うんですが、そういったことであちこちの公民館が古くなって、建てかえをしなくてはならないという地区が多いんだというふうに思うんですが、今後の建築に関しまして町長のまだお考えというのは、出ていないんじゃないかなと思うんですが、やっぱり今回の男山公民館の建設を契機に一定の基準を設けて、町が何ぼ負担するんだ、いや、地元が何ぼ負担するんだという基準を、設けていただくようなことも議論の中にあっただと思うんですが、その辺の町長のお考えをについて、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の町がお金の負担をしてもらおうということについては、何に対してなのかということになりますと、何のあれもないわけですよ、単なる寄附金ですよ。そんなことはできないんで、そうであるんなら土地を寄附をしていただくという形が一番自然ではないか。

この議会の中でも、やはり町の建物を建てるんだから、底地については町有地に町があれをして建てたらどうだということが出ておりましたので、そういう形にするんが一番収まりがいいのかなと。ですから男山が一番初めは、いや、土地は自分たちで用意せえと、上については町がやるというふうなことであったというふうにお聞きしておりますけれども、先ほども申し上げましたように、宝くじの補助金がついたということによって、またその辺が変わってきたということで、そのことをご理解いただかんと、ちょっとこれは成り立たん話になりますので、町としては男山区からお金をいただくという考え方はございません。土地を提供していただけたらというふうに思っております。

それと今後についてのことについては、それ依頼ずっと庁舎の中で、一定の今後の公民館を建設するに当たっての考え方をまとめておりますので、まだそれがきちっと最終的なところまでは出ておりませんが、一定の考え方を持って今後は進めていこうということで、整理を今しているところでございます。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） 今後の建設については一定のやっぱり基準を設けて、こうだという線を出していただければというふうに思っております。

それでは最後に17ページ、ちょっと前に戻るんですが、土木使用料ですね、これが特に町営住宅の使用料が102万8,000円、現年分が減になっているということで、この辺の状況について、建設課長にお尋ねいたしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 17ページの土木使用料の関係につきまして、住宅使用料が減っているけどどうなんかなというお話ですが、現在、住宅使用料については、入居者の所得によって家賃を算定しております。そういった関係で、所得が下がったりしてきますと、どうしても家賃算定の根本が下がってしまうというような状況がございまして、所得の提出を受けた後、こういった格好になってきて下がったというようなものでございまして、所得による家賃の再計算に伴う減額でござい

ざいます。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） そうすると、滞納があつてこうなつたのではない。所得の関係で、こういう減額なつてきたというふうに理解したらよろしいですか。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 今回補正で上げさせていただいているものについては、そういった格好でございまして、滞納の部分につきましては、出納閉鎖が5月いっぱいありますし、そこまで我々も頑張っていきたいし、そういった部分ではございません。

1 6 番（森本敏軌） 終わります。

議 長（糸井満雄） それでは、ここで休憩を取りたいと思います。ただいま50分でございまして、3時5分まで休憩します。

（休憩 午後2時48分）

（再開 午後3時05分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの井田議員の質問に対して、山崎議員より回答したい旨がございまして、まずそれをお受けします。

山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 時間をいただきまして、先ほどの議案第21号、分収造林契約の中の井田議員の質疑の中で、収益分収の方法についてお尋ねがありました。確認をしたいというお答えにとどめておりましたので、その方法について確認ができましたので、回答したいというふうに思います。

分収の契約書の中では、収益分収の方法ということで第23条に、収益の分収は造林木の売払い代金から、その売り払いに要した費用を控除した額について行うということで、売上代金から売り払いに要した費用を控除した額ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

前段の費用負担の区分の中で、12条で、丙は、これは緑資源機構、次に掲げる費用を負担するものとするということがありまして、その中に新植費、補植費、保育費、事業施設費、あるいは管理する費用、それから事業雑費については、緑資源機構が持つということになっておりまして、最終の売払い代金については、売り払えた費用からその売り払いに要する伐採等、市場までの搬送だとか、そういう経費を除いた額だというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 先ほど「山崎議員」と申し上げたようでございまして、えらい申しわけありません。「山崎農林課長」でございました。訂正をいたします。

それでは質疑を受けたいと思います。

多田議員。

1 2 番（多田正成） ページにしまして45ページの民生費なんですけれども、少しまだ勉強不足で、ちょっとお聞きしますけれども、土地購入費ということで、大道公園の費用と聞いておるんですが、減額と、それからここに補正が組まれておりますけれども、土地特別会計繰出金というのはこちらの方に大道地区児童公園用地分繰越入金となっております。この移動はわかるんですけれども、10ページの明許費の方に大道児童公園整地事業ということで、ここに上がっておるんですが、この辺のちょっと整合性を教えていただきたないと思ひまして。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

大道の児童公園につきましては分譲宅地とあわせて、そこで開発をするというふうなことから、約半分がたしか分譲宅地、残り半分が児童遊園地というようなことで、土地を求めた経過がございます。

それで土地開発基金でいったん購入をいたしまして、そして土地取得特別会計を通じて買い戻しをするというふうなことから、ここには土地取得特別会計繰出金1,496万5,000円を計上しておりましたが、これを減額をさせていただいて、直接この民生費でこの土地を購入をするということで、その同額を計上をさせていただいておるということでございます。

それから繰越明許の部分につきましては、今度はその造成工事、公園にするための造成工事の部分が、あそこの地盤が軟弱だというふうなことで、一気に埋め立てをするには少し問題があるというふうなことから、工事そのものが分譲宅地も児童遊園地の方も遅れておまして、そういう関係から繰越明許をさせていただくということで、土地の購入につきましては、この18年度中に購入をするということでございますが、工事につきましては、繰越明許をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今資金の方は、そういうことでよくわかりました。

それと課長が今言っていただきましたように、軟弱で遅れているということなんですけれども、若干その辺もちょっとお尋ねしようと思っただけのところでした、非常に予定より遅れております。あそこは非常に軟弱な水田のところでした、埋め立てていただいてやっとなんと思っただけなら、非常に軟弱なところで、下がうんでくるということなんですけれども、あれは一度泥を、どこか端の方にうんで出てきた泥は一遍取ってもらわないと、おさまらんと違うかなというちょっと心配をしておりました。

また、なぜそれを言いますかと言いますと、遊ぶだけの公園ならそれでもいいんですが、宅地にされますんで、また幾地のような二の舞になったら困るなという気がしとしまして、その辺の考え方はどうでしょうか。また予算も新たにつぎ込んでいただかないと、あそこの泥が取れないわけなんですけれども、その辺はどのように。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 今、児童遊園地の案件ではございますけれども、先ほどもお話が出ておりましたように大道分譲地と一体的な部分でございますので、ちょっと私の方から答弁させていただきます。

当初より埋め立てに関しまして、元田んぼということで一度に埋めずに、周囲を残しながら埋めてきて、様子を見ながら現在進んでおると。先ほどおっしゃいましたように、他の分譲地でもちょっと沈下が起こってような状況もございますので、先ほど多田議員さんがおっしゃられたようにうんでおる部分も含めて、今後のちょっと地盤改良等の方法もございまして、もう一度今のこのまま進めれるのかどうか再度調査して、続きの埋め立てに入っていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） せっかく町長にご無理を言って、やっとなん楽しみに地域の者は思ってお

りますので、できるだけその辺を早く完成していただいて、実際に使えるようにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから次、ちょっとクアハウスのことでお尋ねしたいと思いますが、17ページなんですけれども、1,303万9,000円の減額と歳入の方でなっておりますけれども、この辺をお聞きしたいのと。それから23ページの財産貸付料ということで、多分これはレストランのテナント料ではないかなというふうに思います。それが11万円ですか、減額になっているようなんですけれども、この辺ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをさせていただきます。

収入の部分で、かなりの減額補正をさせていただきました。結果的には、実績予測に伴います減額ということではございますけれども、そのあたりの詳細につきまして簡単にご説明をさせていただきますまして、ご理解をいただきたいというふうに思いますが。

大きくクアハウスの収入の減ということでございますけれども、入館料が大きく減をしておるわけでございますけれども、全体を精査をいたしまして、実は12月の議会の中でも、支出につきましては500万円弱の減額をさせていただいております。これは人件費等々につきましての減額ということでございますが、その時点でもちょっと補正させていただきましたけれども、収入もかなりの減額を要するんだということで申し上げましたけれども、とりあえず12月でしたので、年末も含めて1月、2月、努力したいということで、収入につきましての減額は、12月現在でしないということで頑張っております。12月には無料入館券の促進、それからあわせまして会員の勧誘等々の取り組みをいたしました。結果的には、なかなかそれが功を奏していないということでございまして、3月末を予測しましたときに、入館料だけでも1,200万円の減ということでございますけれども。

言いわけではございませんけれども、中身の分析も当然させていただいてる中で、かなり高い目標の設定がされていたということは事実でございまして、通常でございますと18年度の予算立てをしますときには、17年度の決算を見込みながら、それぞれのメニューの収入を見込むわけでございますが、そのあたりも見させていただきましては若干、細かい部分は申し上げませんが、クアハウスの入館でとりわけバーデーコースというのがございますけれども、入っていただきますと800円のコースなんですけれども、当初700万円余りの入を見ておりましたところ、実際のところ200万円の減を行っていかねばならない。この辺につきましては、17年度決算ベースで400万円余りの入しかなかったのに、710万円の予算が組んであったというようなことも含めまして、目標を高く設定したという部分もございます。それから事実、実際に見てみますと、裸浴につきましても17年度実績の予算を上げておりますけれども、260万円余りの減が生じておるということでございます。

それぞれ3町が合併することによりまして、広く利用いただける方がふえていくというような予測の中で、試算したものだというふうに私ども分析をしておりますが、結果的に、このような数字が出たということでございます。とりわけ会員の入会につきましては、17年度ベースで予算組みをしておりましたけれども、500万円余りの減が生じているということでございます。トータル的には実績どおり18年度も入っているんですけれども、当初の予算が確保できなかつ

たというところが、非常に大きいということで、バーデゾーンで200万円、それからクアハウスコース、これはフルコースで200万円、健康裸浴で250万円、会員で400万円というような減額をせざるを得ないという状況でございます。

あと、これは1月末から2月の中旬までで見積もっておりますので、この2月の後半から3月にかけての最後の努力ということで、無料入館券等の利用促進も何回も行っておりますので。また会員入会もそれぞれダイレクターメール、電話での入会を努力しておりますので、結果的に、もう少しよくなるかなというふうに思いますが、この形でおさまるんではないかなというふうに思います。

それから、あとレストランの関係でございますけれども、ご指摘のとおり精算をいたしました状況の中で、当初180万円余りの予算を組んでおりましたが、170万円ぐらいの額におさまると。これは見込みですが、毎月の積算方法から出てきます減ということでございますので、レストランの企業努力がなかったのか、あるいは入館の内容の中で、入館者がこのレストランを利用されるのが少なかったということになるかと思っておりますけれども、レストランの魅力なのか、実際の入館数の減に伴う収入の減なのかは、ちょっと分析をしておりませんけれども、そういうことで、この数字は言われましたとおりレストランの貸し付けに伴いますアール、定額は当然もらわんならん金額でございますので、売り上げにかかる分が減ったことによって、この分が減っていくという内容のものでございます。

そんなところでの数字の減の中身が、以上のような形で減額をせざるを得ない状況であることを報告させていただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今、課長のご答弁をいただきまして、要するに予測を大きく見積もっていたということですが、クアハウスですので営業が目的ではないので、そのことが当てはまるかどうか分かりませんが、一応予算というものは、目標というものはやはり前年度の実績以上に目標を持って、そこに努力していくということがなければ、なったかような似たかようでは、このようになってしまわないかなというふうに思っておりまして、当初のころに、去年ですか、質問させてもらったときには会員も募集して、新たに取引組んでいくということで大変期待をしておりまして、1年近くなって少し、まだ途中ですけども経過を聞いた中で、やはりそうだったかということで実績が上がっておりません。

それにはいろんな努力をしていただいていると思うんですが、やはり内容等が伴わないとニーズにこたえていけないということでして、顧客がつかないという現象が起きておりますし、今のテナントの問題ですけども、これは出来高でテナント料をいただいとるということで、月何ぼということで決められとるのではないのでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えをさせていただきます。

これは積算契約の中では貸付料、共益金、それから実費、光熱水費の徴収という形で契約をさせていただきます。

1つは、貸付料につきましては売上歩合、月払いということでございまして、200万円未満の場合は月総額の売り上げの5%をいただくと。それから200万円以上300万円未満につき

ましては、月額売り上げの4%をいただくと。300万円以上の部分につきましては、月額の売上高の3%をいただくという格好で契約をしております、合わせまして共益金が月5万1,700円ということでございます。それから当然、電話回線、それから上下水道、光熱水費等々につきましては、実績を見まして、その数字を支払っていただくという形で、毎月の入金をいただいているという形のものでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） やはり売上高からということで契約をされておりますので、今どうのこうのということは申し上げられませんが、やはり行政のやり方として、この問題をもう少しはっきりさせて、家賃なら家賃を取るという形でない、商売人はそこら辺は割り切っておりますので、もう少し行政の町民に対する優しさでしようけれども、業者はそれで合うか合わないかで判断をします、もう少し月々20万円なら20万円というものを決めて対応していけば、行政の財政も、もう少しは見込めるのではないかなというふうに思います。それで成り立たないなら成り立たないで、商売人は物事を考えていきますので、優しさも必要ですけども、商売にはそういう優しさは、逆に商売人にとって中途半端になりますので、その辺の考え方を改めていただきたいのと、それから、先ほど光熱費だとかそういうものは、ここの表を見せていただきますと、その他の分に加算されとるようです、それはテナント料とは別のようです、それはそれでいいんですが。

やはり私はクアハウスは毎年、またことしも2,300万円ほどの赤字が出るようですし、累積も1億円を超えてきました。そんな中で、やっぱり営業形態を変えていくには、クアハウスですから、もうかるためにやっとなんではないということは理解しておりますけれども、やはりプールもありますし、介護の1、2までの方、そういう年配の方が非常にプールを利用して、トレーニングをしていくという場に切りかえて、そういう会員さんを集めれば、もっと集まるのではないかな。

そのために赤字が出るぐらいでしたら、その銭でインストラクターを雇って、年寄りさんに訓練をしていくという。そういう場面がありまして、個人の民間ではインストラクターが年寄りさんをプールに入れて、そして健康にして、要するに介護にかからなくても健康で生きていけるという場面がありますので、やはりそういうことも考えた中で会員さんの募集をしないと、今までのような会員さんの募集だと、この結果になっているようにございます。

回収率もここを見ますと30.3%の回収率です、8,669世帯に全配布されたのが5万2,014枚ということですが、その回収率が30.3%という形になっております。そうではなしに、年寄りさんが要するに介護にいくまでの状態の、健康で過ごしていただきたいというのにあのプールを利用して、そういうインストラクターをした中で健康に町民をしていくと、年配の方を健康に過ごしていただくという体制をとれば、この2,300万円を毎年つぎ込んで、それは町民として、ああそうかというふうに理解ができますので、何かそういう工夫はできないものでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 2つのご質問にお答えしたいと思いますが、レストランの関係につきましては、ちょっと契約書が私の手元になかったものですから、甲乙の継続契約なのか、そのあたりは

ちょっとわかりませんが、そうであっても甲乙どちらかの協議によって、契約変更ということもあり得るのかなというふうに思っておりますが、これは旧岩滝町時代からの契約方法できておまして、特に私の方としては、そのときに疑義を感じたことはないんですけども、見方によってはいろいろと積算方法もあるというふうに思いますけれども、1ブースをお貸ししているという中で面積単価が積算されて、それに面積で共益金と、あとは売り上げという形をとっておられますので、それでいいのかなというふうに私は思っていましたけれども、またその辺は運営委員会もございまして、内部でもあり方については検討していくことは、十分やっていきたいというふうに思っております。

それからクアハウス全体の運営方針につきましては新町に引き継ぎまして、非常に岩滝町にとっても立派な施設でありますし、町の誇り、あるいは宝というふうに私も認識をしておまして、それをいかに光らせていくかということは、考えていかなければならないというふうに思っておりました。それも前にも言いましたけれども、机上で考えることと現実とはなかなかそううまくいかないということでございまして、決算のきょうは話じゃないんですけども、トータル的に3月末で内容を見てみますと、17年ベースで町の繰出金といいますか、持ち込みはベースで何とかおさまっているというところございまして、昨年ベースでおさまるといって、もう少し持ち出しが少なくなるように、あと1カ月半ということでこの補正を出す段階では努力をしようということで、クアハウスの職員等とも調整を図っておるところでございます。

このクアハウスのあり方につきましては、町の設置条例の中でも大きくうたっておりまして、町民の健康増進が第一であると。それが主としたところで、従であるところで交流人口、観光といいますか、いろんな方に利用していただくということなんですけれども、私どもも健康増進というところにつきましては、保健課との協働の中で、いろんなことを考えていきたいというふうに思っておりますし、現在、細かくは申し上げませんが、クアハウスの17年度でやっております自主的な事業、例えばスイミングスクール、それから健康診断、それから健康増進に伴いますメニューづくり、そういうインストラクターがおりますので、個人的に指導をしながらメニューの提案もしておりますし、そういうプログラムのものも、12月25日の全戸配布のパンフレットにも改めて町民の皆様へ、こういう施設なんですよというところは訴えてあります。

もう少し踏み込んだ形の中で、そこを利用増進につながるような形で、どうすればいいかというあたりを、毎月、月1回職員会議をしながらやっておりますけれども、町民の皆さんにもう一つ受け入れていただくためには、どうしたらいいかというようなことも検討するわけですが、なかなか実績の数字に結びつかないという状況でございますので。

数字だけを見ていただきますと、こういう結果ですけども、努力をしていくというようなことで頑張っておりますので。新年1月からはエステはもうやめまして、マッサージ師を配置しまして、その中で一部アールをいただきながら、少しでも収入の増と、それから利用者がふえるための努力をしていくいろんなメニューも考えながら、今やっていっておりますので、いろんな目を見ていただければなというふうに思っております。

以上です。

議長（糸井満雄） 多田議員。

12番（多田正成） いろんな研究をしていただいているようですけれども、非常に努力していただい

ている割には、結果が出ておりませんので大変心配になってきまして、もう少し努力していただいて、結果を出していただけるように頑張っていたきたいなというふうに思ひまして、私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。

小林議員。

5 番（小林庸夫） 2、3 ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

19ページが一番上でございますが、一般廃棄物最終処分場の搬入手数料が155万円プラスになってるようでございますが、これは各地区ごとの、加悦であるとか、野田川であるとか、岩滝であるというような明細がわかりましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

議 長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 19ページの一般廃棄物の最終処分場の搬入手数料の地域ごとのということでございますけども、地域ごとにつきましては、ちょっと把握ができておりません。また決算の段階では、地区ごとに把握をしたいと思ひておりますけれども。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ちょっと地区ごとで、大体検討はつくんでございますが、野田川が一番多いかと思ひます。というのは、年末に私も持ち込みをいたしまして、12月28日、非常に天候のよかつた日でございますが、ちょっと正月が来るもんですから、持ち込みさせてもらったんですけども、野田川はもうごつた返してありまして、すごいごみだなという形で担当の人ともお話しとつたんですが。

ほかはどうかしらんと思ひて、加悦と岩滝とその足で回らしてもらったですけども、加悦は本当にもうペンペン草が生えているような形で静かそのもので、まだまだ10年も20年ももつんじゃないかと思ひほど、ほとんどごみがない、そんな印象を受けたわけでございます。

それから岩滝はビニールの袋に入らなくても、雨が当たるか何かして、しぼんで中のエアが抜けたような、そういうごみの状況でございましたけども、野田川はもうこたつから何からごつた返しとるといふような形で、何と言って表現していいかわからんけど、活況呈してありました。

担当の一人も申されておりましたけれども、ユニチカという会社に機械関係のメンテナンスというんですか、そういったあたりのお世話になっておるようでございますが、ここは特別だと、もうとにかくすごいということをおっしゃっておられるというか、話されておられまして、私も野田川の地区の住民でありながら非常に申し上げにくいんですが、やはりごみを捨てるということの啓蒙をもう一段と、殊に野田川地区に関してはご案内をお世話にさせていただきたいと思ひて、この155万円の内訳がどの地区が多かつたかなということを知りたかつたことが1つでございます。

それから商工観光課長、えらい済みませんが、お尋ねするんですけど、55ページの商業者金融支援事業という形のこと、それから産業振興事業の補助金という形で、かなり減額の見通しが立ってるようでございますが、これはいわゆるそれだけの補助を出さなくてもいいという形で、ある面ではいいかもわかりませんが、きょう現在のいわゆるそういった貸し付けておられることであるとか、そういったことの見通し的なこと、状況をちょっとお聞かせいただきたいと思ひまして、ちょっと質問をさせていただく次第でございます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

55ページの商工業金融支援事業なり産業振興事業につきましては、実績見合いで補正減をさせていただいたということです。それから当初予算があるわけですが、その部分の で出ております差額分が実績という、逆に言うならそういう数字になるわけですが、

最初の制度融資にかかります利子補給につきましては年々、旧3町の制度融資の利子補給もございまして、それも含めて利子補給しておるわけですが、その分についてはもう終わっておりますので、減額といえますか、少しずつ利子補給が減っていく割合になっております。

与謝野町において、新しく制度を設けました部分につきましては、利子補給につきましては現在受け付けをしておる部分と、出のまとめをいたしますと、利子補給とは若干違いますが制度融資の状況を見ますと、大体もう3月中で制度融資は終わるといような告示もしておりますので、駆け込み等もございまして、100件強という状況で制度融資の扱いをさせていただいております。その分は来年以降の利子補給ということになりますが、その分は今後の発生でございまして、ここで上げております分は、きょうまでの実績の中での旧町の部分での利子補給の結果ということでございます。

それから産業振興事業につきましても、実績ということでございますけれども、それぞれの当初予算を計上しております、その額を減額しまして、残った分が実績ということでございまして、ちなみにそれぞれの事業補助を見ますと、全体でこの事業すべてを使っていたいました実績として9件ございます。

とりわけ、新商品の開発補助金につきましては7件ございまして、これは単交の補助裏も含めてやっておりますので、その関係でふえていると思っておりますけれども、この事業費で大体補助の件数が、9件という状況になっております。ちなみに商工業人材育成補助金が1件、それから創業等支援補助金が1件、あと新商品等の開発補助金が7件という状況でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ちょっと1つお尋ねするんですが、いわゆるせんだって町民アンケートですか、そのまとめやら公共交通のアンケートを見させていただいたんですが、本当に地域の中での若い方々、いわゆる親にすれば息子なり娘なり地域に帰らせて、手元に置きたいと思うとつても、つく仕事がないという形のことで、非常に地域外のところへ出られる方が多いわけですが、職場という形を非常に求めておられる部分も見させてもらっております。課長もよくご存じかと思うんですが、いわゆる織物であるとか、そんなことは申しませんが、これからまた予算審議も始まるんですが、1軒の家もそうですし、自治体もそうだと思うんですが、収入をどうして上げていくかという形のことを長期的に、5年後、10年後、どういう方向にもっていかうなというような、ある程度そういうスパンでの方向づけを、行政は行政としての何か立てていただきたいなと思っております。

せんだって機械金属をやっておられる方と、この与謝野町の人と話したんですが、もう遅いというようなお叱りも受けました。峰山町あたりは時の町長が繊維だけではもうあかんという形の中で、そうせんともう地域がダウンするばかりだという形で、機械金属があ

ったということから、そちらの方にシフトされるというような形のことで一生懸命になられて、今日の姿があるということをお聞きしたんですが、本当に一人ひとりの自力を養成すると、増すということももちろん大事でしょうけども、やはりひとつどうしたらええんだと、この地域の方々が飯食っていくには何がいだろうという、ひとつのチャンとしたというか、カチツとした会社がおみえになれば、それに付随する下請けなり関連産業なり仕事も徐々に、初めから大きなことは望めないにしても、ふえていくのではないかと思うんですが、そういう行政として真剣にお考えをいただいているのかどうかという形のことを、ちょっと課長なり、あるいは町長なりのお考えがありましたら、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

世間では非常に契機が上向きになってきたというふうなことで、金利も上がったりにしているような状況でございますけれども、なかなか当地域にはということでございます。

基幹産業と地場産業ということを比べたときに、やはり基幹産業と地場産業というものが1つになったときに、やはり地域は活性化、経済は活性化するんでないかなというふうに私は感じておりますけれども、やはり地場産業がこれだけ低迷している。織物業という位置づけになってしまっているけれども、そういう状況の中ではなかなか活性化が図れないという、私のエリアの中で話をさせていただきますと、そんな感じでいつも思っております。

そういった中で、いつもこのようなご質問等をいただくわけですが、特効薬はないということで、先ほども報告しましたような形の中で、行政としては支援をさせていただくということでやってきております。

そういった中で、新町になりましてから雇用対策係というような形で、何とか地域を活性化するためには、雇用を創出するためにどんな手段が行政としてできるんだということで、中小企業庁の補助金、労働局ですけれども、補助金400万円をつけていただいて、調査ができ上がったところでございます。町長を会長としまして、経済界のトップであります商工会、観光団体等のトップで組織します協議会の中で、その調査票についていろいろと目通しをしていただきまして、意見交換をしていただいたところでございます。

そういったものも作成をしながら、今後、国等の思い切った雇用創出の中では、地域の魅力ある産業づくりというようなテーマで、国も地域格差をなくすためにいろんなメニューをつくってきております。そういうものを私どもがきちっと把握をして、そしていろんな地域の業界の方に、情報提供していくということはもちろんですけれども、うちの内部の中でも、商工業だけではなくて農林サイドも含めながら、その協議会の中であるべき方向というのを見出しながら。結局、行政が業を興すということではございませんので、そういう情報提供をしていくということでございます。

それからもう1つ、よくアンケートの中でも企業誘致を促進というような町民の皆様からのお答えがあるわけですが、現実、企業誘致ということにつきましては、小さな行政単位ではなかなかできないということで、府レベルで広域的な、そういう企業誘致エリアを定めながらやっていく。それにつきましても、現在そういう資本が外国に出ていく状況でございますので、よほど利が整わないと企業はやって来てくれないということでございます。

先ほど言いました協議会の中でも、あるべき与謝野町の経済を支えていく産業とはということなどでの議論も、大きい意味ですけれどもさせていただきながら、できる支援を探していこうということですし、それから繰り返しになりますが、国のいろんな今そういう地域魅力づくりの産業活性化支援法も、間もなくきちっと出てくるというふうに思いますので、その中を利用しながら企業さんに情報を提供しながら、何とか頑張らせていただきまして、あわせて雇用が創設できるような形になるように、行政としてできることをしていきたいという段階でございますので。なかなか先ほど言いましたように特効薬的なものがございませんけれども、そういう形で見守っていただければ、ありがたいなというふうに思います

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ありがとうございます。

やはり私たちも行政に行政とおんぶして言うんじゃないしに、ここにおられる議員の皆さん方も、あるいは町民の皆さん方も、やっぱりそれぞれ人脈を持っておられて、ずっと与謝野町以外のところもたくさんあると思われまので、やはりみんなでこの地域に、そういった職場が1つでもふえるような形の常にアンテナを張っていただいて、行政側の方にもお知らせをしたりしてやるのが大事かなと。そうせんと、もうとにかく行政にどんどん言うて、おしりたたくばかりでも酷なことだと思いますので、みんなでそういう努力をしないことには、なかなか展望も開けないんじゃないかなと、こんなように思っております。

それから33ページの先ほどの地方バスの路線のことでございますが、せんだって公共交通のアンケートを町民の方々にされまして、アンケートを出された人の話を聞きますと、いわゆる丹海であるとか、フェローラインさんに、これだけの補助金を出しておられることも初めて知ったというようなことも申されておられますし、それから本当にこれだけのお金を出されて、それだけの効果があるんじゃないんでしょうけども、いわゆる空き車をしょっちゅう目にしておることにつきましては、非常にもったいないというような形のことも耳にしております。

アンケートの集計を読ませていただきますと、とにかく小さいものでもいいから、小まめに走らせてもらうというのが一番お望みのようでございますので、ぜひそういった形の方向で委員会の方でもまとまるんじゃないかと思っておりますけども、そういうような形のことを私自身もお願いしたいと思います。

それから25ページの奨学資金の貸付金償還金が若干減額ということでございますが、これはきょう現在のご利用なさっておられるのは、何名でございますか。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 小林議員のご質問でございますが、18年度のこの奨学資金を貸し付けておられる方につきましては、高校生が7名でございます。そして大学生と専門学校に通学しておられる方、それらを合わせまして4人ということで、合計11名に貸し付けはしております。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） いろいろと金額もあるんでしょうけど貸し付けの金額、月々お幾らとか、年間何ぼとかいう、ちょっと。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 奨学資金の関係につきましては、合併のときに調整がございまして、高校生につ

きましては、月額1万5,000円でございます。それと専門学校、あるいは大学生につきましては、月額3万5,000円ということで貸し付けをいたしております。

議 長(糸井満雄) 小林議員。

5 番(小林庸夫) 私の子供は、一応大学の方も卒業もさせてもらったんですが、非常にこういった収入の伸びない中で子供さんを学校に、殊に大学、専門学校なんかに行ってられる方は、いわゆる授業料はやむを得んのですけども、授業料も100万円ほどかかると思いますけれども、月々の生活費が非常に大変だということを思っております。事実そういうことは、何も与謝野町ばかりのことでなしに、これは宮津の方が申されておったんですが、何とか田舎の者は授業を受ける、そのことの地理的なことで大きな差があるんだと。いわゆる都会の人は、家庭から学校を行けるというような中で、経済的な負担がないと。田舎の人は下宿しなければならぬと、そこに大きなハンディがあるというような中で、非常に田舎の者は子供をやりたくても、なかなかもう親は必死のパッチだというようなことで、本当にそのとおりだと思います。

何とかこういった方々、今、高校生からあるようにお聞きしたんですが、大学生、専門学校の生徒さんに対する、もう少し何とかそういうプラスアルファのことを考えてあげることができたら、なおいいかなと思ったりしたりして、ちょっとお聞きしたようなことでございます。そういったことをあわせて、次代の次の人を育ててもらい、また、この土地に残ってもらえる人を1人でもふやすという意味で、そういう若者の育成という形の中に、ひとつご尽力をお願いしたいと思います。それをお願いしまして終わります。

議 長(糸井満雄) ここで休憩を取りたいと思います。4時前でございますので、10分まで休憩します。それでは休憩します。

(休憩 午後3時58分)

(再開 午後4時10分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは18年度の一般会計補正予算(第4号)について、3点ほどにわたって質問をさせていただきたいと思っています。

まず初めに、17ページの特別交付税の分ですね、これが2億円の減額ということなんですが、これはどういうことなのかという点をお伺いしたいと思っています。

僕が聞きたいのは、当然、予算の段階で事前協議があったでしょうし、内示も受けてたんだと思うんですが、そのあたりでの変化はどういうふうを受けとめているかも含めて、お答え願えたらと思っています。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

まず、特別交付税でございますけれども、事前協議なり内示だとか、そういったものは一切ございません。正直申し上げまして、これの決定が3月20日ぐらいになるだろうというふうに言われております。したがって、まだ決定したわけではございませんけれども、いろんな状況を見まして、2億円程度落とさせていただいたということでございます。

当初の見込みといたしましては、合併初年度につきましては包括支援措置ということで、3億

円を超える額が特別交付税として保障をされるということでございます。したがって、その3億円をまずはみました。

それから、通常いただいております特別交付税がございます。その3町の平成17年度の合計を勘案いたしまして、毎年減っておりますので、これを何%か減らす必要があるということで算定をいたしました。17年度から何%かを減じるということでは、これは17年度の特別交付税に、特に旧加悦町さんでございますけれども、平成16年度の台風23号で大きな被害を受けておられました。したがって、旧野田川町、旧岩滝町が受けています額よりも、かなりの額の加算があったはずでございます。そういった面も考慮いたしまして、平成15年度ぐらいまでさかのぼりまして、その年度からのいわゆる減額率、それらを掛けまして慎重に計算をして、7億円ちょっとの額を計上させていただいたということでございます。

しかし、いろいろとお話を聞いてみますと、この包括支援措置の3億円といえますのは、ただ単にふえるという、そういう甘いものではなかったということでございます。特別交付税につきましてはルール分と、それから特殊事情分、この2つについて算定をされた額が特別交付税の額となります。ルール分と申しますと、たくさんあるわけでございますけれども、例えば今回の補正予算にでも出ております生活交道路線のバスですね、これに対する補助金、こういったものはルール分として、特別交付税の対象になる。さらに不発弾を処理したとか、複式学級があるだとか、いろんなたんさくの項目にわたって、それらの額については特別交付税で措置すると、こういうふうになっております。

その部分と、その他特殊事情分と、この2つに分かれます。今までの額は、この2つを合わせた額でございましたけれども、合併した初年度はルール分のみ対象で、その他特殊事情分については包括支援措置に変えると、こういう内容でございましたので、若干見過ぎておったというくらいがございましたので、ここのりあえず安全な数字ということで、前年並みで減額をさせていただいたということでございます。

しかし、正式な額は3月20日前後になりますので、最終的な額はわかりませんが、2億円というような大きな減額でございますので、決定してから3月31日付の専決補正でやるよりも、これは今この程度は減るだろうということを、明らかにしておいた方がいいんじゃないかということで、今回減額をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 説明でよくわかりました。

感想で言うと、非常に大きな額を減らしたというのは、非常に大きな決断だったんだろうと思うんですが、とにかく20日に期待を我々はしたいとこなんですが、期待を持てるような要素もあんまりないような課長の答弁でもありますので、ここはよくよく最後を見届けたいというように思っております。

次の質問に移ります。先ほども答弁にありました地域バスの関係で33ページ、ちょっとこれからいきましょうね。順番がいろいろと飛びますが、負担金、補助及び交付金で地方バスの運行の維持支援事業ということで、72万円追加計上されております。この点について、概要で結構ですから、説明を願いたい。

あわせてこの間、先ほども小林議員でしたかね、あり方検討委員会での取り組みのこともあ

りますので、あわせて報告願えたらと思うんですが。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

地方バス路線運行対策事業でございますが、71万7,000円を追加をさせていただいております。1つは、加悦フェローライン分、それから丹後海陸交通と、この2つの補助金でございます。

加悦フェローラインにつきましては、経常損益の80%を与謝野町で負担するというところでございまして、経常損益が1,178万4,000円でございます。その80%ということで、950万円の補助金の必要が生じたということでございます。

それから丹後海陸交通分でございますが、9路線につきまして、いわゆる国の助成を受けております。この与謝野町を通過しているバスということでございます。9路線のこれの経常損益を計算をいたしまして、その路線延長割ということでございます。与謝野町を走っております路線延長割ということで、助成金ということで2,442万円、それから1回のバスの乗車密度が5人以上という規定がございます。その5人にするための格上げ措置分ということで225万円、合わせて2,667万円でございます。この2,667万円と950万円を足したのから、当初予算で3,545万3,000円を計上いたしておりましたので、71万7,000円の追加をお願いすると、こういう内容でございます。

それから与謝野町の公共交通のあり方検討委員会での協議状況でございますけれども、今まで3回を開催をいたしまして、今月の26日午後7時30分から、岩滝の保健センターで最終の委員会を開く予定でございます。今回、4回目は3回までの議論を踏まえまして、町長からの諮問に対して、こういう答申をしようと、その内容を検討させていただくと、こういうことでございます。まだ結論が出たわけではございません。アンケート結果等も見ておりますと、もし廃止した場合にどうするかというような場合に、私は利用しないけれども必要だと答えられた数が、非常に多かったんじゃないかというふうに思っております。

この公共交通というものを考える場合に、行政としてどのような考え方をしていくのかということは、ここが分かれ目だろうというふうに思っています。例えば丹海さんにいたしましても、あるいはフェローラインさんにいたしましても赤字でございます。だから赤字経営で成り立たないから、もうやらないんだということにいたしますと、日本全国ほとんどの市町村が赤字です。移動の手段がなくなるわけでございます。ですから国といたしましても、一定その役目は国が担わなければならないということで、一定該当する路線ですね、町と町をつなぐ路線だとか、それから15人以上何人だとか、1日3往復以上だとかいろいろ条件がございますけれども、そういった基準の中で国も府もそういった路線には補助金を交付して、住民の足を確保すると。そうしないともう本当にバス路線が残りますのは、大都会しかないということでございます。

じゃあ与謝野町の場合に、どのように考えていくのかと。これは例えば全くバスのない地域がございます。ですから、それはやはり赤字だとか黒字だとか、それだけでは判断できないだろうというふうに思います。そういったところを与謝野町としてどうしていくのかと、まずこの基本理念を整理しなけりゃならないものだろうなというふうに思っております。途中経過でございますけれども、そのようなところでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 概要は、よくわかりました。

今の地域バスの問題は、この間、議会でも私自身も取り上げましたし、町民的にも非常に関心の高い、新町になって最も関心が高かったとも言えるのではないかという気がするような事業だと思っています。それだけに新しい町を本格的につくっていく上で、中心中の中心の1つだと。それがなければ、むしろ合併してどうなんだという不安さえ引き起こしかねないので、この辺はどうしても成功させることが必要だと思っています。

そこで今、吉田課長が答弁を、最後の部分ですね、どうであれ地方の場合、このままやるんだったら赤字になると。そういうことで割り切れない問題があるということをおっしゃったと思っているんですが、国も赤字になることが明らかだから、補助制度は断ち切れんのですね。断ち切る断ち切ると言いながら、断ち切れんのですよ、国は。

ここに今、国と地方のギャップが起きているというのが私の認識なんです。それはいろんな分野で出てますけども、そこで私は先ほど課長が答弁した中で幾つか気づく点について、ちょっと述べておきたいと思っております。

1つは、アンケートです。冒頭に、アンケートのことについてのことをおっしゃったんで、私はアンケートのとらえ方をどう見るか。これはもう当然担当課の方では、料理はされとると思うんですが、私は今回は非常に積極的に300件にわたる、かなり大量にアンケートを取っていただいたというのは、行政側としての姿勢の反映だということで、私は非常に高く評価しているんですが、問題は、集約する立場をどう考えるかという問題だと思っています。

それは車社会ですから、多くの方がこれだけ広い町ですから、車に依存した生活してるわけですね。ですから、それを無差別に何人おるから、何人おるからということではなかなか切れない。ここが今回のアンケートの特殊性だと思っているんです。

ですから問題は1に戻って、今、お年寄りさんや障害者の方は動けない。公共交通が非常にすたれている実態の中で、そういう声にどうこたえるかというのが広く言えば、この間、論議になっていますが、お年寄りさんが社会的参加、いろんな集会に参加したり講演に出かけて行ったりすることで、交流することで、本当に生きている、暮らしているという実感を体験するわけですから、そういうことを保障するという立場からも、非常に大事だというふうに思っています。

ですから、そういう角度からぜひアンケートに接近してほしいというふうに思っていますので、この点は私の意見です。

ついでに、これについて吉田課長、答弁できたらと思うんですけど、そういう角度で私は思っているんですが、アンケートについてのとらえ方について、ご答弁願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） いろんなとらえ方があるというふうに思いますが、今回のアンケートにつきましては、もちろん現在、与謝野町の公共交通のあり方検討委員会の協議の参考とするためもございまして。それから、また行政の参考とするためでもございまして。

現在、公共交通のあり方検討委員会で検討いただきまして、それらも踏まえまして、今後、委員会としての結論を26日に出していただくということでございまして、今、私がどうのこうのと申し上げますよりも、26日をとりあえず待ちたいと、このように考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私の意見はそういうふうにしてまして、この問題はそういう角度こそ非常に大事だというふうに思っています。

もう1つは、先ほど国の補助制度があると、バスに対するという中でも触れられておりましたが、私がこの地域バスの問題で気になるのは、今の国の制約が非常に強いということですね。自由勝手にできるんかと思ったら、自由勝手にできないという制約があるということです。これだけみんなが規制緩和、規制緩和と言うてるんだから、もう少しフリーにしたらいいかと思ったら、そうでなくて、白タク規制の問題や陸運局規制の問題で、言うなら自由に運行ができない、この制約があるということですね。だから地方も困っているんです。

そんな中でも工夫してるところがあるわけですが、私はここをどう。まあ言うならそれがそうだからといって、全部ひっくり返すことはできませんから、しかしその中でどう生きていけるんか、どうそれを活用できるんかという工夫が、非常に大事だと思っているんです。これは私は触れるぐらいにしておきますが、この角度がやっぱり実践的にも、非常に大事なんではないかなというように思っております。

それからもう1つ、3つ目の問題はもちろんあれなんですけど、このバスの事業というのは営利活動をバスはやってるわけですね、これを信頼するわけにいかないという事実があります。ですから私が言うのは、業者ももうけていただくと、それから利用者も安心して使えと、ここが基礎にならなければやっぱり成功しない。これに第三者である行政側の主体性というのか、主導性といいますか、調整役としてのかかわりだと思んですが、そのこの角度がきちっとおさまって、その三者がおさまって、初めていい町が出来る土台ができるんだというふうに思うんです。

そこで私はこの間、1、2度ぐらいしかバスの検討委員会を見せてもらってないんですが、そこに私は、非常に抽象的な言い方で申しわけないんですが、業者の方自身ももっと腹から、地域の中でこれだけぐらいは貢献したいというところまで論議をできたら、やれるような場をつくってほしいというのが率直な意見です。それは、まだ僕はそこまでいってないんでないかなと。次にどう具体化するかという段階になると思うんですが。

それと、やっぱりそういうことの中で、いわゆる運送業者の方々が何か担わなければいけない、この地域をよくしていかなきゃいけないという論議に入るときに、初めて本格的ないい交通網が、工夫ができてくるんだろうと。そら完璧だとはとても思っていないんですが、そういう立場に立ってもらうことが、まず僕は出発だというふうに思っているんです。

ですから、何でも民間に委託という思想というか考え方が非常に蔓延していて、いわゆる民間活力というやつですね。官から民というたら万能論のように言う世相が出ていますけども、しかしこれはいずれ逆戻りが出るというふうに思っておりまして、まあまあそういうことを考える人らの悪口を言っははいけないので、これはこれぐらいにしますが。

しかし問題は、本当の民間活力というのはその力も一緒になって、今の業者の方の話じゃないですが、その力も一緒になって行政も住民も三者が一緒に、いい町つくろうという接近をすると、これが非常に大事だと思っているんです。ですからその角度こそ、私は民間活力のほんまの姿だというふうに思うんです。だからそういう角度で、ぜひ取り組みをやっていただきたいというふうに思うんですが、吉田課長、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） これからのことにつきましては、先ほども申し上げましたように、26日の委員会の結果を待って結論を出していくということでございますので、今後の展開につきまして、ここで詳しく今申し上げることは、できないだろうというふうに思っております。

ただ、公共交通のあり方検討委員会の中の議論でも、仮に走らせることがあっても、それは行政がバス会社に委託をして、金だけ払って走らせるというやり方ではいかんだろうと。やはり住民の皆様が常にそのバスについて気にかけていただき、そのバスを応援していただける、そういうような取り組みをしながらやっていくべきだと。こういうようなご意見も、その委員会では出たおったということをご紹介申し上げておきます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） その点でもう1つは、僕がさっき言ったところが非常に大事な角度だと思っているんです。これは新しい町だから、またもう1つは太田町長自身がポリシーにしている、住民の声を聞くというこの姿勢ですよ。本当にこれを住民とともにつくっていかうというのであれば、そこに私は挑戦してほしいと、本格的に挑戦してほしい。

これはこのバスの事業が住民的なコンセンサスを本当に得れるなら、新しい町ができると、いい可能性を秘めてるというように思っているんです。ですから、それを私は期待しております、まさに職員もほんまに役に立つ、業者の人も喜んでくれる、お年寄りさんも、障害者の人も喜んでくれたというような仕事ができることは、これはもうロマンですよ。公務員の冥利に尽きると言えるんじゃないですかね、私はそう思ってます。

灰色の実務主義が多いさなか、そうでなくて本当にやっぱり希望の持てる仕事というのは、僕はそういうことだと思うんですよ、住民の皆さんに役立てるといのは、だからそういう意味でも、この間言われている新しいまちづくりの挑戦やいろんなことを言われてますが、私はこれは今1からのスタートなんですから、ここで皆さんの関係者にも寄ってもらって、いろんなアンケートも取ってやってきたと。これをできるだけ本当に物にすると言いますか、開花させてほしいというのが私の実感でして、ぜひこの点は述べるだけにしますが、ぜひ成功させてほしいなというふうに思っています。

最後の質問です。53ページに雇用促進の奨励補助金ですね、これが72万円減になっているんですが、これは大体ほぼ終わったということで落とされたんだと思うんですが、対象人数と累計はどうなるのかという点を、教えていただきたいなと思ってます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

53ページの上部に書いてあります負補交の72万円の減でございますが、当初予算計上が108万円でございます。実績が36万円ということで、72万円の減ということでございますが、実績的に18年度実績ベースで補助を打ちましたのが、1企業1名18万円ですので、2人分ということで実績で支払を行うものでございます。

ただし、この要綱をまた見ていただいたらと思いますけれども、1年間雇用をするということでございますので、途中雇用が発生している企業もございます。したがって、昨年8月に雇

用をされた企業で、申請をされた場合につきましては、1年を経過した後に実績として補助金を打つということでございますので、去年の8月1日であればことしの8月1日以降に、実績報告によって18万円の支払をするという方が、現在4名内定といいますが、申請を受けておりますので、実績見合いでことしの方が出てくる。それは19年度予算の中での執行となりますので、18年度実績は2名ということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この制度は聞いてますと、野田川当時から先駆的にやられてこられたと。それが新町に引き継がれて、1人18万円の企業支援をするということで、そんなに多くのところでやってるわけじゃないんで、私は非常に企業支援としては新しい角度で、雇用促進も兼ねた非常にいい施策だというふうに思っているんです。

この関連で言うと、今度新年度に京都府がこの手の事業に手を出すということで、今まで本当はこんなことは逆なんだと、時代の流れじゃないんだということを言ってたんです、知事さんはそう言ってたんですね。だけど急遽こうしなきゃいけないと、40万円出すようですよ。だからそれはどの程度の基準なんかというのは詳しくはわかりませんが、新しい京都府の予算の中で、それが後半になるかちょっと正確にはつかないんですが、どっちにしても新年度で計上されるようです。これは1つの流れだろうというふうに思ってます、改めて太田町長の先見性を感じるところなんです。

私は今の数字だけを見ると、どう評価しているか私自身もわからないんです。そこで課長にお伺いしたいんですが、私は非常に注目している事業なんで、これを今どう評価しているのかという点を、お伺いしたいなと思っております。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたしたいと思えます。

実績を見ますと、旧野田川町時代から2名から3名程度の、なかなか安定した雇用を確保するために、雇用の状況というのは生まれていない状況。言いかえますとパートだとか、アルバイトだとかいう形での雇用はありますけども、安定雇用を図る、期限のない雇用というのが少ない現状でございましたけれども、この制度の形の中で、やはりそれをクリアしていただくということになると、雇用の段階から適材適所等も含めて企業側も努力しますし、私どもも雇用の創出につながるという部分での一定の評価はしております。

あわせて、ハローワークとの連携ということも行政レベルではございますし、また、企業もハローワークとの連携の中で雇用創出という部分では、今後いろんな国・府のこういったメニューも打ち出されるというようなことでございますので、三者の連携も図れていくんじゃないかなということと、このことによりまして安定した雇用を創出できる手段として、一番私どもとしては注目をしているところでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

引き続き、これが有効な地域の企業への激励も兼ねた事業に、発展するように願っておるところです。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ここでちょっと皆さんにお諮りしたいんですが、今40分でございます。もう1人質疑を受け付けたいんですけども、その方を受けますと恐らく5時を過ぎると思うんですが、途中ではございますけれども、お風邪を召しておられる方も散見されますので、きょうはこのあたりでとどめて延会にしてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、これで本日は議案第27号の審議の途中ではございますけれども、会議はこのあたりでとどめまして、延会にしたいと思しますので、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定しました。

本日はこれにて延会します。

この続きは3月19日（月曜日）午前9時30分から再開しますので、ご出席をお願いいたします。

なお、19日は本会議終了後、全員協議会の開催を予定しておりますので、あわせてお知らせをしておきたいと思います。

本日は大変ご苦労さんでございました。

（延会 午後4時40分）